

大阪府道路附属物（標識・照明等）点検要領



令和6年3月

大阪府都市整備部道路室

<改訂の履歴>

改訂日	履歴	頁
平成28年 4月28日	策定	全頁
令和 4年10月31日	改訂	一部更新・追記 本編、付録-1~13
令和 6年 3月 8日	改訂	一部更新 付録-10-2

<参考図書>

- ・「附属物（標識、照明施設等）点検要領」（平成31年3月 国土交通省 道路局 国道技術課）
- ・「門型標識等定期点検要領」（平成31年2月 国土交通省 道路局）
- ・「総点検実施要領（案）【道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置編】」
（平成25年2月 国土交通省 道路局）

目 次

1. 適用の範囲	1
2. 点検の目的	3
3. 点検の基本的な考え方	4
4. 点検の種別	6
5. 点検の流れ	8
6. 点検の対象	11
7. 点検の頻度	13
8. 点検の項目及び方法	15
9. 点検用資機材の携帯	42
10. 損傷状況の把握	44
11. 対策の要否の判定	49
12. 健全性の診断	50
12.1 部材単位の診断	50
12.2 施設毎の診断	52
13. 記録	53
14. 点検要領の更新	54
15. 新技術の活用にあたっての選定方法	55
付録－1：点検表記録様式、記入要領及び記入例	
付録－2：伸縮支柱付カメラ等の適用条件	
付録－3：超音波厚さ計による板厚調査の実施手順	
付録－4：亀裂探傷試験の実施手順	
付録－5：路面境界部の損傷判定・診断方法	
付録－6：限界板厚の一覧及び算出例	
付録－7：損傷度判定及び対策検討の目安	
付録－8：合いマークの施工	
付録－9：吊下げ式標識における標識取付け部の構造について	
付録－10：落下防止ワイヤーの設置基準について	
付録－11：附属物の対策事例集	
付録－12：新技術使用計画書 作成例	

1. 適用の範囲

本要領は、大阪府が管理する道路における、道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置の点検に適用する。

【解説】

本要領は、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項に規定する道路附属物のうち、大阪府が管理する、道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置（以下「附属物」という。）の支柱や取付け部等を対象とした点検に適用する。

ただし、道路橋、トンネル及び横断歩道橋に設置されている道路照明、道路標識等が道路橋、トンネル及び横断歩道橋の本体構造の状態に影響を与えることもあるので、それらについては各施設の点検要領を適用し点検を実施する。

本要領は、定期的実施される日常点検および定期点検と、臨時的に行うことになる緊急点検、臨時点検に関して標準的な内容や現時点の知見で予見できる注意事項等について規定したものである。一方、附属物の状況は、構造や供用年数及び周辺環境等によって千差万別である。このため、実際の点検にあたっては、本要領に基づき、個々の附属物の状況に応じて各種別の点検の目的が達成されるよう、十分な検討を行う必要がある。

本要領で対象とする附属物の代表例の概略形状を、**図1-1**に示す。これらと同様の支柱又は梁構造を有する高さ制限装置や電力引込柱、車両感知機、道路反射鏡等の施設を点検する際には、本要領を準用することができる。なお、本要領では、道路照明施設、道路情報提供装置の配線、配電機器等の点検については適用しない。

なお、道路管理者以外の者が管理する占用物件については、別途、占用事業者へ適時適切な点検等の実施について協力を求めるものとする。

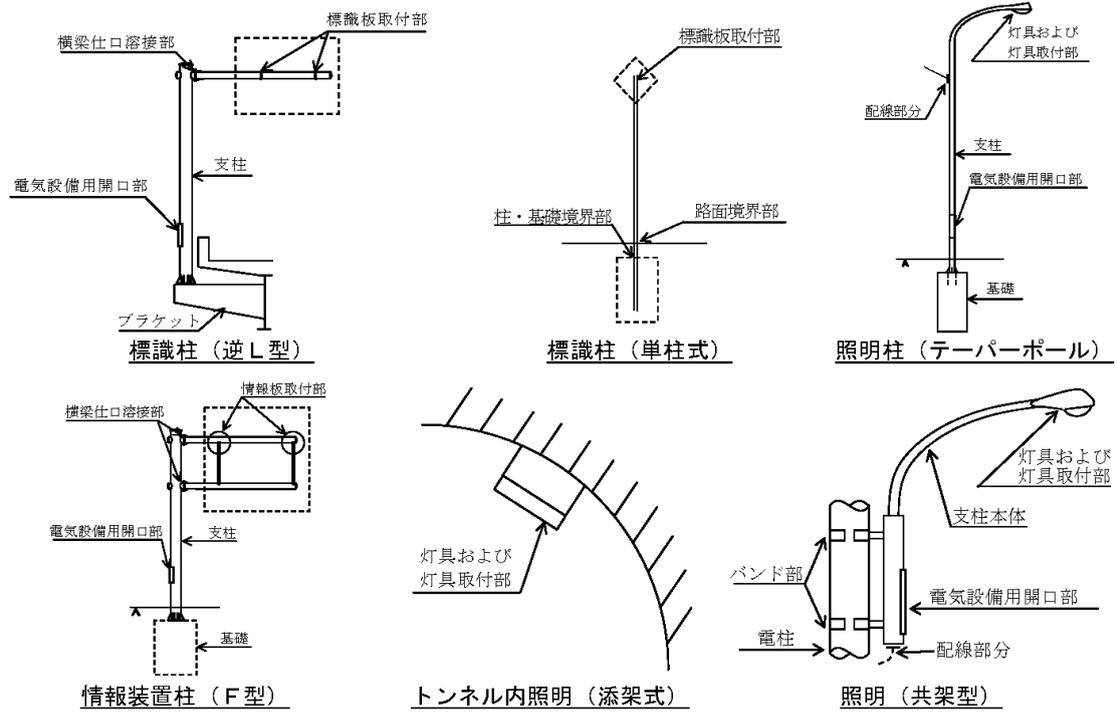


図1-1 附属物の例

2. 点検の目的

附属物の点検は、道路維持管理業務の一環であり、管理する附属物の現状を把握し、変状を早期に発見するとともに、対策の要否の判定を行い、健全性の診断を行うことにより、安全で円滑な交通の確保及び府民の安全・安心の確保を図ることを目的とする。

【解説】

点検の第一の目的は、管理する附属物の変状をできるだけ早期に発見することである。第二の目的は、効率的な道路管理業務を実施するために必要な変状の程度の把握を行うことにある。

附属物については、突然の灯具の落下や支柱の倒壊等の事故事例が報告されており、点検においては特にこのような事故に関わる変状を早期にかつ確実に発見できることに、特に注意を払う必要がある。

点検の結果を受けて、発見された変状の部材等又は内容に応じて適切な措置を行うことによって、事故を防止し、安全かつ円滑な交通を確保することができる。

また、蓄積された点検結果を分析することにより、道路管理面から見た附属物の設計・施工上の問題点や改善点が明らかになること、点検そのものの合理化に資することが期待される。

このため、取得したデータは適切に保管、蓄積しておくことが重要となる。

3. 点検の基本的な考え方

- (1) 附属物点検の基本的な考え方は、これまでの附属物の不具合事例及び構造の特徴等を考慮して予め特定した弱点部に着目し、当該部位の損傷及び異常変状の有無を逐一確実に把握することであり、点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行う。
- (2) この他にこの点検要領が求める変状の記録、定期点検を適正に行うために必要とされる作業や安全管理などについても、それぞれの記録、作業、安全管理等に適正な能力を有する者が行わねばならない。

【解説】

附属物はその数が膨大で、その全てを点検するためには相応の費用が必要であり、その費用を考えるとより効率的な点検手法が望まれる。

附属物におけるこれまでの不具合事例を鳥瞰すると、変状や異常が発生している部材は、特定の部材に集約されると考えられた。

そこで本要領では、これまでの附属物の不具合事例及び構造の特徴等を考慮して、変状の弱点部となる箇所を予め特定し、少なくとも当該箇所の変状は確実に把握するという基本的な考え方でもって定めたものである。

特定した弱点部は、支柱（溶接部、取付部、分岐部、継手部、開口部、ボルト部、支柱内部、路面等の境界部等）、横梁（溶接部、取付部、分岐部、継手部等）、標識板又は灯具等の取付部、ブラケット取付部、その他である（8. 点検の項目及び方法表8-1参照）。

この他、デザイン式など、形状に特徴がある場合には内部で滞水が生じるなど、特有の弱点部が存在することがある。必要に応じて、更に構造毎に個別に弱点部を特定するのがよい。写真-解 3-1にデザイン式照明灯の特徴的な部分の腐食が進行した例を示す。



写真-解 3-1 特徴的な部分の腐食が進行した例

道路標識、道路照明施設および道路情報提供装置（以下「施設」という）が様々な材料や構造が用いられ、また、様々な地盤条件、交通及びその他周辺条件におかれること、また、これらによって、変状が施設に与える影響、変状の原因や進行も異なることから、施設の状態と措置の必要性の関係を定型化し難い。また、記録に残す情報なども、想定される活用方法に応じて適宜取捨選択する必要がある。そこで、省令に規定されるとおり、必要な知識と技能を有する者（以下、「定期点検を行う者」という）が施設の初期点検及び定期点検（以下「定期点検等」という）を行うことが求められる。

定期点検を行う者は、この要領では、定期点検等における一連の行為である現地における近接目視、触診や打音等による状態の把握、損傷程度の評価、対策の要否の判定、少なくとも門型標識等については部材単位での健全性の診断及び施設毎の健全性の診断を行うために本要領1～15を遂行し、また、本要領13の記録の方法を計画し、かつその記録を行う。このことから定期点検を行う者はこれらに基づきこれらの品質を確保するためには、道路標識、道路照明施設等の構造や部材の状態の評価に必要な知識や経験、定期点検に関する技能を有したものが従事することが重要である。

この他、定期点検を行う者の指示により作業を補助する者、作業に従事する者の安全を確保するための交通整理を行う者、点検車の操作・移動を行う者、その他非破壊検査を行う者など定期点検等に必要な体制を適切に整え、定期点検等を実施するものとする。また、定期点検の際に道路利用者や第三者被害防止などの観点から、緊急対応の必要性があると判断された場合の連絡体制も定めておく必要がある。

定期点検を行う者は、将来の維持管理の参考となり、かつ維持管理計画の策定や見直しに用いるため、外観性状の記録を行う。

定期点検を行う者が行う判定は、道路管理者による最終判断ではなく、あくまでも定期点検を行う者が得た情報から行う一次的な評価としての所見、助言的なものであり、措置の意思決定は別途、道路管理者が行わなければならない。

なお、状況に応じて詳細調査を実施するなど、別途専門的知識を有する有識者の協力を得て判定や措置の意思決定を行う必要がある場合もある。

非破壊検査を行う場合には測定の実理、測定器等に関する十分な知識を有するとともに、十分な技量及び経験を有する者が行う必要がある。

板厚測定を行う点検員に必要な知識、技量及び経験を保持している者としては、例えばJISZ2305に基づく、「超音波厚さ測定（UM）：Ultrasonic Thickness Measurement《レベル1》」の有資格者や、板厚測定機器の使用法に関する講習等を受講した者などが考えられる。

4. 点検の種別

点検は目的や内容に応じて以下のとおり区分し実施する。

(1) 日常点検

日常点検とは、道路の異常を早期に発見することを目的として日常的に実施する道路パトロールの中で、附属物の状態を確認するために行う点検をいう。

(2) 定期点検

① 初期点検

初期点検とは、附属物の設置後又は附属物の仕様変更等が行われた場合、初期の段階に発生した変状・異常を把握することを目的に、施設全般に対して行う点検をいう。

② 定期点検（詳細点検・中間点検）

定期点検とは、附属物の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までに必要な措置等の判断を行う上で必要な情報を得るため、一定の期間ごとに定められた方法で行う点検をいう。

(3) 臨時点検

① 異常時点検

異常時点検とは、地震、台風、集中豪雨などの災害が発生した場合、若しくはその恐れがある場合、または日常点検等で異常が発見された場合に、必要に応じて、主に附属物の安全性、および道路の安全で円滑な交通確保のための機能が損なわれていないこと等を確認するために行う点検をいう。

② 施工時点検

施工時点検とは、日常点検では確認しにくい箇所等、施設の補修・補強工事等の実施にあわせ工事用の足場などを利用して臨時的に行う点検をいう。

(4) 緊急点検

緊急点検とは、標識板の落下、照明灯の倒壊など、第三者被害や社会的に大きな事故が発生した場合に必要なに応じて、主に附属物の安全性を確認するために行う点検をいう。

【解説】

点検の種別は、日常点検、定期点検（初期点検、定期点検）、臨時点検（異常時点検、施工時点検）、緊急点検の4種類とした。また、定期点検には、主たる定期点検として行う詳細点検と、詳細点検を補完するため中間的な時期を目途に行う中間点検の2種類がある。

- (1) 日常点検は、交通や風などによる揺れや大きな変形が変状の発生や倒壊、部材の落下を招く原因となっており、このような事態を未然に防止するとともに、その他の異常を早期に発見することを目的に行う点検である。
- (2) 定期点検
 - ① 初期点検は、比較的早い時期に発生しやすいボルト部のゆるみ・脱落や設置条件との不整合による異常を発見するために実施する点検である。なお、附属物の仕様変更（電光表示板の追加など重量の変更等）又は大規模な補修・補強、更新が行われると、それにより附属物の振動性状が変化して附属物にとって不利になる可能性があるため、そのような場合は、新設時と同様に初期点検を実施する。また、附属物が設置されている側の構造の形式変更（橋梁のゴム支承への取替、連続化、ノージョイント化、防護柵の形状変更等）があった場合も、仕様変更の場合と同様に振動に注意する必要があるため、必要に応じて初期点検を実施する。なお、点検は、当該施設を維持保全課へ引継ぐ前に、建設担当した所管課において実施するものとする。
 - ② 定期点検は、日常点検では確認できない又は発見が困難な損傷を発見することに重点において、定期的に附属物構造全体にわたり実施する。主として本点検の結果及び供用後等の年数、環境条件などを参考に、対策の必要性の判定及び健全性の診断が行われることになる。
- (3) 臨時点検
 - ① 異常時点検は、災害の事前又は事後に行う性格のものである。なお、別途、災害等に対応した点検要領が定められているものについては、それに従って行うものとする。
 - ② 施工時点検は、施設の補修・補強工事等の実施にあわせて、工事用足場などを利用して、日常点検では確認しにくい箇所等、特定の部分に着目して行うものとする。
- (4) 緊急点検は、第三者被害や社会的に大きな事故など緊急事象が発生した場合に、当該附属物の安全性及び道路の安全円滑な交通確保のための機能が損なわれていないことを確認するものとし、主に道路ストック総点検実施要領【道路標識、道路照明施設、道路情報提供装置編】（平成25年2月国土交通省道路局）を参考に、発生事案の内容に応じて特定の箇所に着目して、実施するものとする。

5. 点検の流れ

点検は、図 5-1 に示す流れに従って行うことを標準とする。

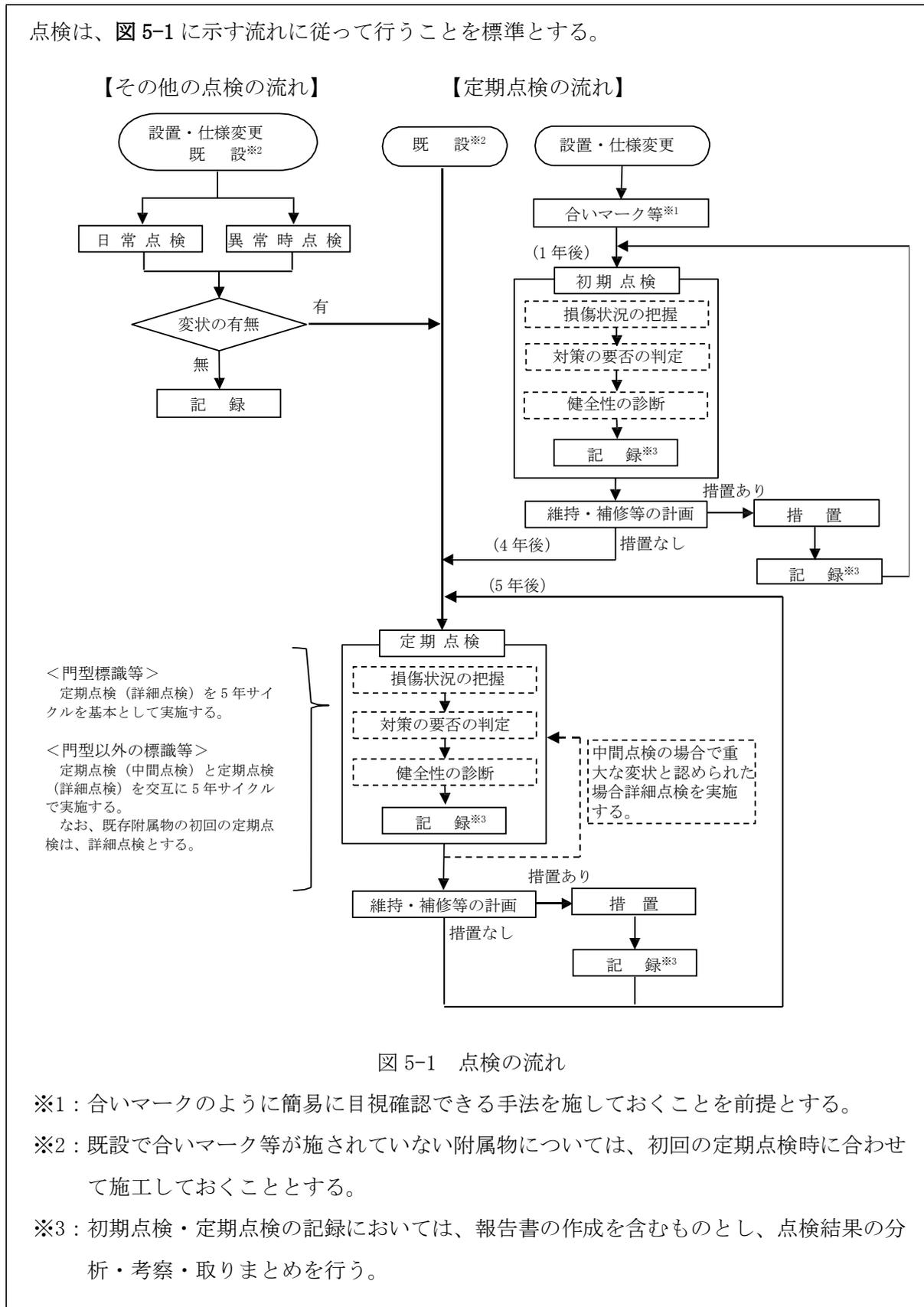


図 5-1 点検の流れ

※1：合いマークのように簡易に目視確認できる手法を施しておくことを前提とする。

※2：既設で合いマーク等が施されていない附属物については、初回の定期点検時に合わせて施工しておくこととする。

※3：初期点検・定期点検の記録においては、報告書の作成を含むものとし、点検結果の分析・考察・取りまとめを行う。

【解説】

図 5-1 は、標準的な点検の流れを示したものである。

① 新設時又は仕様変更時

新設時又は仕様変更時には、当該施工に併せて、ボルト部のゆるみが外観からでも簡易に把握できるよう、必ず合いマークを施しておく。

新設又は仕様変更後の概ね1年後に、初期点検を実施する。初期点検の結果、変状が認められた場合は対策の必要性を検討し、必要な措置を行う。ゆるみ・脱落等が確認された附属物については、ゆるみ止め対策を講じることが望ましい。なお、締め直し等に対応した場合には、再び早期にゆるみが生じる可能性もあるため、締め直し後1年程度を目安に再度初期点検を行わなければならない。特段の変状が認められない場合は、定期点検に移行する。

② 門型標識等の定期点検

新設又は仕様変更後の概ね5年後に、定期点検（詳細点検）を実施する。この点検の結果、変状が認められた場合は対策の必要性を検討し、必要な措置を行う。

以後、5年に1回の頻度でこのサイクルで定期的な点検を行う。

表 5-1 門型標識等の新設後の初期点検、定期点検の実施時期の目安

経過年数	1年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年
初期点検	○								
定期点検（詳細点検）		○	○	○	○	○	○	○	○

○：点検実施

③ 門型以外の標識等の定期点検

新設又は仕様変更後の概ね5年後に、定期点検（中間点検）を実施する。この点検の結果、変状が認められた場合は対策の必要性を検討し、必要な措置を行う。この際、重大な変状と認められた場合は、定期点検（詳細点検）に準じた点検（図 5-1 における点線部分）を行い、より詳細を把握した上で、対策を検討する。特段の変状が認められない場合は、定期点検（詳細点検）に移行する。

定期点検（中間点検）から概ね5年後（新設又は仕様変更後から概ね10年後）に、定期点検（詳細点検）を実施する。この点検の結果、変状又は異常が認められた場合は対策の必要性を検討し、必要な措置を行う。特段の変状が認められない場合は、次回点検を定期点検（中間点検）とする。以後、このサイクルで定期的な点検を行う。

表 5-2 門型以外の標識等の新設後の初期点検、定期点検の実施時期の目安

経過年数	1年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年
初期点検	○								
定期点検	中間点検		○		○		○		○
	詳細点検			○		○		○	

○：点検実施

④ 初期点検及び定期点検の結果、対策等の措置の結果は、記録・保存しなければならない。

また、定期点検においては、点検結果のみならず、附属物の設置条件及び環境条件等は附属物の変状と密接な関係にあるため、その結果を記録する。今後、これらのデータが蓄積、分析されることにより、より合理的な附属物の点検実施方法について検討を行うことが可能となる。

6. 点検の対象

点検の対象は、次のとおりとする。

(1) 日常点検

「1. 適用の範囲」に定める附属物の全てを対象とする。

(2) 定期点検

① 初期点検

設置後又は仕様変更後概ね1年経過した附属物を対象とする。

② 定期点検

初期点検を実施した附属物及び既設の附属物を対象とする。

(3) 臨時点検

① 異常時点検

地震、台風、集中豪雨、豪雪などの異常時に点検が必要とされる附属物を対象とする。

② 施工時点検

施設の補修・補強工事等の実施に併せて、施工時の点検が必要とされる附属物を対象とする。

(4) 緊急点検

緊急事象が発生した場合、同様な事象が発生する可能性のあるものや、第三者被害の恐れのある附属物を対象とする。

【解説】

(1) 日常点検においては、「1. 適用の範囲」に定める附属物の全てを対象に、道路パトロール実施要領及び徒歩等による道路点検パトロールの実施要領に従い実施することとする。中でも、橋、高架橋などに設置されている附属物については、特に揺れについて注視する必要がある。

(2) 定期点検

① 初期点検は、設置後又は仕様変更後概ね1年経過した附属物を対象とした。これは、平成18年度に実施された国土交通省の試行点検において、ボルトのゆるみ・脱落が設置後比較的早期に発生した事例があったことを考慮したものである（図6-1参照）。



図 6-1 設置後 1 年程度の附属物のアンカーボルトのゆるみ

また、橋梁部の地覆部等に設置された附属物を更新する場合、旧附属物のアンカーボルトを転用することがある。この場合、転用する旧部材については、腐食等の変状が生じていないこと、又は変状が生じている場合には適切な措置・補修等を施したことを確認した上で使用する必要があるものの、過去の点検結果においては、このような確認がなされておらず、設置後 1 年程度でアンカーボルトのみに変状が進行している事例もあった（図 6-2 参照）。

したがって、旧部材に対して適切な措置・補修等を行わずそのまま転用した附属物については、本要領によらず別途管理する必要がある。



図 6-2 転用部材のアンカーボルトの変状事例

- ② 定期点検は、設置後又は仕様変更後の初期点検から一定期間経過した附属物を対象とした。
- (3) 臨時点検
 - ① 異常時点検は、地震、台風、集中豪雨、豪雪などの災害の要因に応じて、必要とされる附属物に対して行う。
 - ② 施工時点検は、施設の補修・補強工事等の実施にあわせて、日常点検で確認しにくい部位などの点検が必要とされる附属物に対して行う。
- (4) 緊急点検は、案内標識板の落下、道路照明灯倒壊などの緊急事象が発生した場合、同種施設等の同様な事象が発生する可能性のあるものや、第三者被害の恐れのある附属物に対して行う。

7. 点検の頻度

(1) 日常点検

道路パトロールを行う際に実施する。

(2) 定期点検

① 初期点検

設置後又は仕様変更後概ね1年を目処に行う。

② 定期点検

定期点検の頻度は、表 7-1 に示す通りとする。

表 7-1 定期点検の頻度

附属物の種別	詳細点検	中間点検
門型標識等	5年に1回の頻度で実施することを基本とする	必要に応じて
門型以外の標識等	10年に1回の頻度で実施することを基本とする	詳細点検を補完するため中間的な時期を目処に行う

(3) 臨時点検

点検が必要とされる附属物を対象に、地震、台風、集中豪雨、豪雪などの異常時、及び補修・補強工事等の施工時と併せて、必要に応じて点検を行う。

(4) 緊急点検

緊急事象が発生した際に、必要に応じて点検を行う。

【解説】

(1) 日常点検は、道路パトロールにより実施されるため、道路パトロールの計画に準じた頻度で行うこととした。

(2) 定期点検

① 初期点検は、初期のボルトのゆるみ・脱落や設置条件との不整合による異常の有無等を確認するために、設置後又は仕様変更後、概ね1年を目処に行うこととした。

- ② 定期点検では、附属物の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までに必要な措置等の判断を行う上で必要な情報を得る。損傷、腐食、その他の劣化や異常が生じた場合に道路の構造または交通に大きな支障を及ぼすおそれのある門型標識等については、
- 「門型標識等定期点検要領国土交通省道路局」（平成 26 年 6 月）のとおり、5 年に 1 回の頻度を基本として詳細点検を実施することとした。また、門型以外の標識等については、国土交通省の既往の点検結果で橋梁部や海岸付近に設置された附属物、デザイン式の道路照明柱又は飾り具等が施された附属物において、設置後 10 年以降の比較的早期に損傷が大きいと判定された事例があったことから、10 年に 1 回の頻度を基本として詳細点検を実施することを基本とし、詳細点検を補完するため中間的な時期（概ね 5 年程度）に中間点検を行うこととした。

なお、施設の状態によっては規定より短い間隔で点検することも検討する必要がある。

- (3) 臨時点検は、地震、台風、集中豪雨、豪雪などの災害種別や補修・補強工事の施工内容に応じ、適宜、判断し実施するものとする。
- (4) 緊急点検は、発生した緊急事象の内容に応じ、適宜、判断して実施するものとする。

8. 点検の項目及び方法

(1) 日常点検

全附属物を対象に、道路パトロール時に目視で、揺れ、変形、その他の異常の有無を点検する。さらに、詳細に観察する必要のある場合には、下車して確認する。また、道路利用者、沿道住民から揺れ、変形、その他の異常について通報のあったものについても、下車して確認するものとする。

確認中に揺れ、変形、その他の異常を認めた場合には、当該附属物について、定期点検と同様の方法で点検を実施する。

(2) 定期点検

① 初期点検

点検項目は表 8-1 を標準とする。なお、点検部位は図 8-12～21 を参考にするとよい。点検方法は外観目視を基本とする。ただし、高所など目視が困難な部位に対しては、適宜伸縮支柱付きカメラ（付録-2 参照）などを用い確認を行うものとする。なお、ボルト部のゆるみ等については、合いマークのように簡易に外観から確認できる手法が施されていることを前提とし、そうでない場合は近接して状態の把握を行うものとする。この際、以後の点検の効率化のため、点検に併せて合いマークを施すものとする。

② 定期点検

ア) 詳細点検

点検項目は表 8-1～2 を標準とする。なお、点検部位は図 8-12～21 を参考にするとよい。点検方法は、以下に示す近接目視、および詳細調査によるものとする。

(a) 近接目視

基本的に所定の部位に対して点検用資機材を併用して近接目視を行う。必要に応じて、触診や打音等を併用して行う。ただし一定の条件下においては適宜伸縮支柱付きカメラ（付録-2 参照）などを用い、全部位の確認を行ってもよい。

(b) 詳細調査

近接目視の結果などから必要に応じて実施する調査で、超音波パルス反射法による残存板厚調査、亀裂探傷試験、路面境界部の掘削を伴う目視点検がある。

また、狭隘な部分などについては、必要に応じて CCD カメラなどを使用して状態を確認する方法がある。

イ) 中間点検

点検項目は表 8-1~2 を標準とする。なお、点検部位は図 8-12~21 を参考にするとよい。点検方法は、外観目視を基本とする。ただし、高所など目視が困難な部位に対しては、適宜伸縮支柱付きカメラ（付録-2 参照）などを用い、全部位の確認を行うものとする。

なお、ボルト部のゆるみ等については、合いマークのように簡易に外観から確認できる手法が施されていることを前提とし、そうでない場合は近接してゆるみ等の有無の確認を行うものとする。この際、以後の点検の効率化のため、点検に併せて合いマークを施すものとする。

表 8-1 定期点検（初期点検、定期点検）の項目(1) <支柱 1/2>

部材等	点検箇所	記号	損傷内容	初期点検	定期点検	備考
*支柱本体	支柱本体	Pph	亀裂	—	○	
			腐食	—	○	
			変形・欠損	—	○	
			その他	—	○	
	支柱継手部	Ppj	亀裂	○	○	溶接継手を含む
			ゆるみ・脱落	○	○	
			破断	○	○	
			腐食	○	○	
			変形・欠損	○	○	
			その他	○	○	
	支柱分岐部	Pbd	亀裂	—	○	
			腐食	—	○	
			変形・欠損	—	○	
			その他	—	○	
	支柱内部	Ppi	腐食	—	○	
			滞水	—	○	
その他			—	○		
*支柱基部	リブ取付溶接部	Pbr	亀裂	—	○	
			腐食	—	○	
			変形・欠損	—	○	
			その他	—	○	

注：部位・部材区分の「*印」は、「主要部材」を示す。

○：点検の対象とする損傷内容

—：点検の対象としない損傷内容

表 8-1 定期点検（初期点検、定期点検）の項目(2)＜支柱 2/2＞

部材等	点検箇所	記号	損傷内容	初期点検	定期点検	備考
*支柱基部	柱・ベースプレート溶接部	Pbp	亀裂	－	○	
			腐食	－	○	
			変形・欠損	－	○	
			その他	－	○	
	ベースプレート取付部	Pbb	亀裂	－	○	
			ゆるみ・脱落	－	○	
			破断	－	○	
			腐食	－	○	
			変形・欠損	－	○	
			その他	－	○	
	路面境界部（GL-0mm）及び（GL-40mm）	Pg1-0及びPg1-40	亀裂	－	○	図 8-7 参照
			腐食	－	○	図 8-7 参照
			変形・欠損	－	○	図 8-7 参照
			その他	－	○	図 8-7 参照
	柱・基礎境界部 （支柱と基礎コンクリートの境界）	Ppb	亀裂	－	○	
			腐食	－	○	
変形・欠損			－	○		
その他			－	○		
その他	電気設備用開口部	Phh	亀裂	－	○	
			腐食	－	○	
			変形・欠損	－	○	
			その他	－	○	
	開口部ボルト	Phb	亀裂	○	○	
			ゆるみ・脱落	○	○	
			破断	○	○	
			腐食	○	○	
			変形・欠損	○	○	
			その他	○	○	

注：部位・部材区分の「*印」は、「主要部材」を示す。

○：点検の対象とする損傷内容

－：点検の対象としない損傷内容

表 8-1 定期点検（初期点検、定期点検）の項目(3)＜横梁＞

部材等	点検箇所	記号	損傷内容	初期点検	定期点検	備考
* 横梁本体	横梁本体	Cbh	亀裂	－	○	
			腐食	－	○	
			変形・欠損	－	○	
			その他	－	○	
	横梁取付部	Cbi	亀裂	○	○	
			ゆるみ・脱落	○	○	
			破断	○	○	
			腐食	○	○	
			変形・欠損	○	○	
	横梁トラス本体	Cth	亀裂	－	○	
			腐食	－	○	
			変形・欠損	－	○	
			その他	－	○	
* 溶接部・継手部	横梁継手部	Cbj	亀裂	○	○	
			ゆるみ・脱落	○	○	
			破断	○	○	
			腐食	○	○	
			変形・欠損	○	○	
	横梁仕口溶接部	Cbw	亀裂	－	○	
			腐食	－	○	
			変形・欠損	－	○	
			その他	－	○	
	横梁トラス溶接部	Cth	亀裂	－	○	
			腐食	－	○	
			変形・欠損	－	○	
			その他	－	○	
	吊下げ金具	吊下げ金具	Chh	亀裂	○	○
破断				○	○	
腐食				○	○	
変形・欠損				○	○	
その他				○	○	
	振れ止めピン	Ckp	亀裂	○	○	
			破断	○	○	
			腐食	○	○	
			その他	○	○	

注：部位・部材区分の「*印」は、「主要部材」を示す。
 ○：点検の対象とする損傷内容
 －：点検の対象としない損傷内容

表 8-1 定期点検（初期点検、定期点検）の項目(4)＜標識板等＞

部材等	点検箇所	記号	損傷内容	初期点検	定期点検	備考
* 標識板 又は * 道路情報板	標識板及び標識取付部 又は道路情報板及び道 路情報板取付部	Srs	亀裂	○	○	
			ゆるみ・脱落	○	○	
			破断	○	○	
			腐食	○	○	
			変形・欠損	○	○	
			その他	○	○	
* 灯具	灯具及び灯具取付部	Sli	亀裂	○	○	
			ゆるみ・脱落	○	○	
			破断	○	○	
			腐食	○	○	
			変形・欠損	○	○	
			その他	○	○	

注：部位・部材区分の「*印」は、「主要部材」を示す。

○：点検の対象とする損傷内容

－：点検の対象としない損傷内容

表 8-1 定期点検（初期点検、定期点検）の項目(5)＜基礎＞

部材等	点検箇所	記号	損傷内容	初期点検	定期点検	備考
* 基礎コンクリ ート部	基礎コンクリート部	Bbc	その他	－	○	ひびわれ、欠損等を対 象とする。
* アンカーボル ト・ナット	アンカーボルト・ナッ ト	Bab	亀裂	○	○	
			ゆるみ・脱落	○	○	
			破断	○	○	
			腐食	○	○	
			変形・欠損	○	○	
			その他	○	○	

注：部位・部材区分の「*印」は、「主要部材」を示す。

○：点検の対象とする損傷内容

－：点検の対象としない損傷内容

表 8-1 定期点検（初期点検、定期点検）の項目(6)＜ブラケット＞

部材等	点検箇所	記号	損傷内容	初期点検	定期点検	備考
*ブラケット本体	ブラケット本体	Brh	亀裂	○	○	
			腐食	○	○	
			変形・欠損	○	○	
			その他	○	○	
*ブラケット取付部	ブラケット取付部	Bri	亀裂	○	○	
			ゆるみ・脱落	○	○	
			破断	○	○	
			腐食	○	○	
			変形・欠損	○	○	
			その他	○	○	

注：部位・部材区分の「*印」は、「主要部材」を示す。

○：点検の対象とする損傷内容

－：点検の対象としない損傷内容

表 8-1 定期点検（初期点検、定期点検）の項目(7)＜その他＞

部材等	点検箇所	記号	損傷内容	初期点検	定期点検	備考
その他	バンド部（共架型）	Xbn	亀裂	－	○	
			ゆるみ・脱落	－	○	
			破断	－	○	
			腐食	－	○	
			変形・欠損	－	○	
			その他	－	○	
	配線部分	Xwi	亀裂	－	○	
			腐食	－	○	
			変形・欠損	－	○	
			その他	－	○	
	管理用の足場や作業台	－		○	○	
	標識落下防止ワイヤー	－		○	○	
その他	－		適宜設定	適宜設定		

注：部位・部材区分の「*印」は、「主要部材」を示す。

○：点検の対象とする損傷内容

－：点検の対象としない損傷内容

表 8-2 板厚調査箇所

点検部位	形式		調査位置	測定 点数
柱・基礎境界部若しくは柱・ベースプレート溶接部、又は路面境界部	基礎が露出している場合	コンクリート基礎	基礎コンクリート上端から 60mm 以内	8
		アンカーボルト基礎	ベースプレート上面から 60mm 以内	8
	基礎が露出していない場合	コンクリート基礎	路面（地表面）から下へ 40mm 付近	8
		アンカーボルト基礎	路面（地表面）から下へ 40mm 付近	8
電気設備用開口部	独立型		開口部枠下 50mm 以内	8
			開口部（箱）の下部側面	2
	共架型		開口部上の直線部 50mm の範囲	8
			開口部（箱）の下部側面	2
支柱本体	独立型、共架型		塗膜の劣化や発錆が著しい箇所	8
バンド部	共架型		塗膜の劣化や発錆がある箇所	8

(3) 臨時点検

点検が必要とされる附属物を対象に、地震、台風、集中豪雨、豪雪などの異常時、および補修・補強工事等の施工時と併せて、特定の箇所や部位に着目した点検を適切な方法で実施する。

(4) 緊急点検

緊急事象が発生した際に、必要に応じて点検が必要とされる附属物を対象に、特定の箇所や部位に着目した点検を適切な方法で実施する。

【解説】

点検の項目及び方法は、施設の致命的な不具合につながる不可視部分への対応が重要であることから、附属物の支柱基礎埋設部について、腐食が確認される場合は詳細調査を行い、必要に応じて地際部の掘削確認を行うこと。

また、狭隘部分については、ファイバースコープカメラなどを使用して状態の確認を行うこと。

(1) 日常点検では、パトロール車内から点検できる範囲での揺れ、変形、その他の異常の有無を対象として点検を行う。この際、構造物の安全性に影響があると思われるような揺れ、変形、その他の異常を認めた場合には、下車してさらに詳細に確認するものとする。また、道路を通行する利用者又は沿道住民等から附属物の揺れ等について通報のあったものについても、パトロール車から下車して確認するものとする。確認中に揺れを認めた附属物については、定期点検と同等の点検を実施することとしている。これは、揺れの程度によっては、亀裂又は重大な変形が生じているか、生じる可能性があるため、速やかに現状を把握することが必要であるためである。

また、高架橋や風が強い地域に設置されているなど振動の影響を受けやすい条件下にある道路照明の高圧ナトリウムランプの寿命は極端に短くなるといわれている。したがって、目視による揺れの確認のみならず、ランプ寿命が極端に短いといった現象が見られた場合においても、定期点検と同等の点検を実施するのがよい。

なお、過去に行われた点検結果によると、道路標識板に車両の接触と考えられる衝突痕が残されていた場合に、道路標識板だけでなく、その他の部材においても著しい変形や亀裂が生じていた事例もあった（図 8-1 参照）。したがって、道路標識板に変形が認められた附属物については、構造全体の点検を行うものとする。



道路標識板の変状状況



取付部の変状状況

図 8-1 車両衝突による変状事例

(2) 定期点検

- ① 初期点検は、ボルト部のゆるみ・脱落や設置条件との不整合による異常を外観目視にて確認することを基本とした。このため、上部の部位については必ずしも近接せず、路面などからの目視もよいとしている。ただし、高所の空側など路面などから目視が困難な部位に対しては、適宜伸縮支柱付カメラなどを用いた確認が必要である。

路面等からの目視又は伸縮支柱付カメラを用いた確認でよいとしたのは、これらの変状が簡易に目視確認できる手法を施しておくことを前提としており、ボルト部では、例えば図8-2に示すような「合いマーク」等が附属物の新設又は更新等に併せて施されている場合に限られる（合いマークの施工については、付録-8を参照のこと）。合いマーク等が施されていないものについては、近接し、工具等を利用してゆるみの確認を行うとともに、確実に締め付けたことを確認しなければならない。この際、以後の点検の効率化のため、必ず合いマーク等を施すものとする。

なお、初期点検の結果、変状が認められた場合は対策の必要性を検討し、必要な措置を行う。ゆるみ・脱落等が確認された附属物については、ゆるみ止め対策を講じることが望ましい。なお、締直し等で対応した場合には、再び早期にゆるみが生じる可能性もあるため、締直し後1年程度を目安に再度初期点検を行うことが望ましい。特段の変状が認められない場合は、定期点検に移行する。



支柱継手部



アンカーボルト



標識板取付部



横梁取付部

図8-2 合いマーク施工事例

- ② 定期点検には、近接目視と必要に応じて非破壊検査を行う詳細点検と、外観目視を主とする中間点検とがある。

ア) 詳細点検

図 8-4 に示すように、経年劣化が原因で撤去される附属物の基数は、設置後 25 年目以降に増加する傾向にあるため、設置後 20 年以上経過しているものについても点検を優先させるとよい。

さらに、国土交通省での既往の点検結果では、橋梁部や海岸付近に設置された附属物、デザイン式の道路照明柱又は飾り具等が施された附属物については、設置後 10 年以降比較的早期に変状が大きいと判定された事例があったことから、このような条件に該当する附属物についても点検を優先させるとよい（図 8-3 参照）。



図 8-3 詳細点検を優先する既設附属物の例

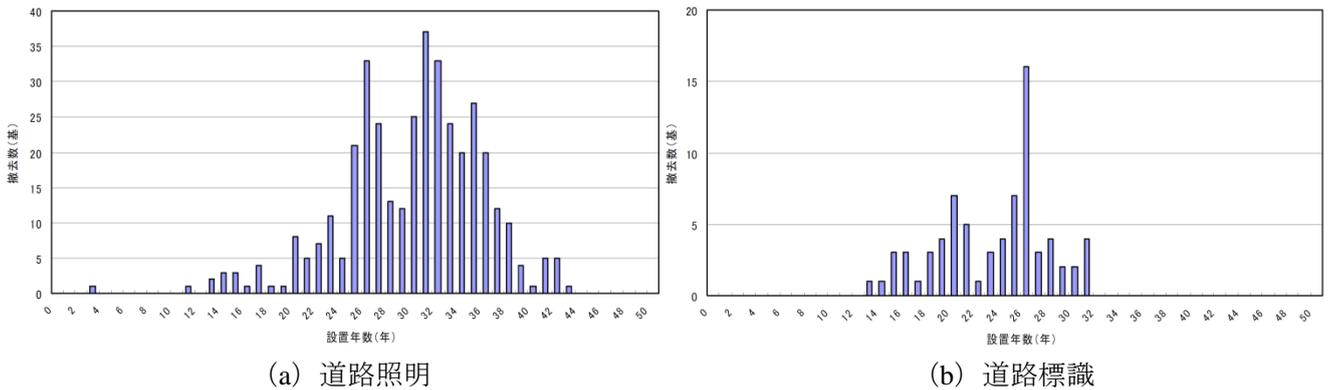


図 8-4 原因が経年劣化による附属物の撤去状況

詳細点検のうち近接目視は、通常眼の行き届かない箇所を点検することが目的であるので、附属物の上部の部位は高所作業車などを用いて、遮音壁のある所は橋梁点検車などを用いて、近接して点検することが望ましい。しかしながら、カメラ性能が向上し、伸縮支柱の強度の向上・軽量化が進んだ現在では、伸縮支柱付カメラ、又は必要な点検機能が確保されるその他の機器を用いた点検など、近接目視によって行う評価と同等の評価が行える方法で行ってもよい。ただし合いマークが確認できる場合のみとする。

合いマークが無い場合、中間点検においては「ボルト・ナットに対して水平に全箇所確認することができる場合には可能」となっているが、合いマークを利用した確認に比較して確実性に劣ると考えられるため詳細点検では行わないこととする。

車道外からの撮影では近接が難しい方向も生じるため、必要に応じて交通規制帯を設けるなどの対策を行うものとする。また使用製品の性能（特に撮影可能高さ）を把握し、適応性の確認を事前に行うこと。

ただし、踏査や遠望目視により、孔食につながる腐食やボルトのゆるみが疑われる場合は、近接の上でゆるみの確認等を行うものとする。

なお、道路照明については、灯具のランプ清掃やランプ交換が行われているので、このような維持作業に併せて点検を行うと効率的である。道路標識や情報板についても、標識板の交換や更新、又は維持作業等に併せて点検を行うと効率的である。

詳細点検のうち非破壊検査は、鋼材の腐食により部材の板厚が設置当初から減少していることが懸念されるものについて行う板厚調査、溶接部等の亀裂探傷調査、路面境界部の掘削を伴う調査である。

以下に、予め特定した弱点となる部位の変状の特徴、詳細調査の内容等を示す。

(a) 支柱の亀裂、破断

柱基部や横梁基部に発生した疲労亀裂により、柱の転倒や落下する事故事例が発生しており、第三者に被害を与えた事例もある。変状事例は、橋梁上や風の強い地区に設置された柱の基部や開口部、横梁の基部で発生している（図 8-5～6 参照）。疲労強度や施工品質の問題により比較的短期間で落下した事例もあるため、初期点検も含めて、このような部位に塗膜割れ、めっき割れ、さび汁の発生など亀裂が疑われる場合には、磁粉探傷試験や浸透探傷試験などにより詳細な調査を行い、亀裂の有無を確認する。



標識横梁基部の破断による標識板落下
(強風の多い海岸付近、2年経過)



アルミ製デザイン照明柱横梁アーム落下
(強風により発生)

図 8-5 横梁基部の亀裂による変状事例



照明柱断面変化部の溶接に確認された亀裂
(歩道橋、15年経過)



点検用開口部の破断による落下
(高架橋、設置後 21年経過)



図 8-6 支柱の断面変化部や開口部の亀裂による変状事例

(b) 路面境界部

既往の事故事例より得られた知見から、路面境界部の腐食が附属物の突然の倒壊を起こす要因になることが明らかになっている。

そこで、GL-40mm 付近を路面境界部として位置づけ（図 8-7 参照）、この部位の腐食についてはその状況を目視により確認するとともに、図 8-23 に示す板厚調査を実施する附属物の選定フローにより「実施する」に該当するものについては、板厚調査を行い、残存板厚を把握することとした。路面境界部の腐食事例を図 8-8 に示す。

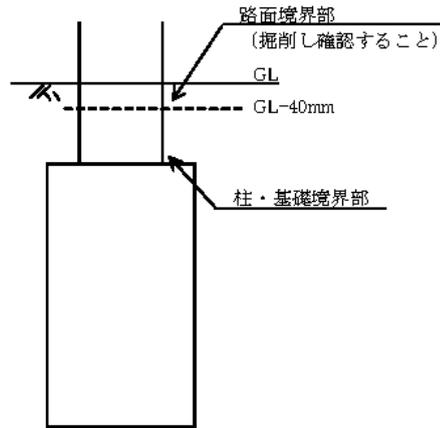


図 8-7 路面境界部の定義



路面境界部が土砂で覆われている場合



路面境界部がアスファルトで覆われている場合



路面境界部がコンクリートで覆われている場合

図 8-8 路面境界部の腐食事例

(c) 標識板取付部

標識板の重ね貼りに用いたビスが落下した事例があるので、重ね貼りのビスも標識板取付部として点検する必要がある。

(d) 支柱内部

支柱内部の滞水は、一般的に電気設備開口部から懐中電灯で照らして観察する。これが不可能な場合には、小石を落として水音がしないかどうかを確認したり、必要に応じてファイバースコープを用いて観察することにより判断するとよい。支柱内部の腐食や滞水は、その原因として、電気設備開口部のパッキンの劣化に伴う雨水の浸入、内部の結露等が考えられる。パッキンに劣化が認められた場合、速やかに交換する必要がある。また、箱形状の電気設備開口部では、一般に箱下面隅に小さな通気孔が設けられており、その孔は内部における結露の発生を抑制している。よって、その孔がゴミ等により塞がれていないことを確認する。

この他、デザイン式などの形状に特徴がある場合には、その特徴による部材の弱点部内部に、結露等による滞水、そして腐食が生じている場合があるため、打音により滞水の有無を確認するのがよい。なお、外観上明らかではないものの腐食により板厚減少が生じている疑いのある場合には、板厚調査を検討するのがよい。

(e) ゆるみ・脱落

ボルト・ナットのゆるみ・脱落は、目視により何らかの異常が見いだされた場合などは、スパナ等で回してゆるみのないことを確認するとともに、ボルト・ナットの抜けに即時に対応できるよう、予め所要のボルト・ナットを準備しておくことが望ましい。また、取付け部や継手部等の主要部材に対して、ボルト・ナットに合いマーク等を施工しておくこと、以後の点検においてゆるみ・脱落の確認が容易に行える。そのため、新設の附属物については竣工時に、既設の附属物については初回の点検時に併せて合いマーク等の施工を行っておく。ただし、合いマークのようなマーキング手法による場合、経年劣化によりマークが消える可能性もあるため、定期点検等に併せて必要に応じ再施工することが望ましい。

(f) 支柱継手部

照明柱のなかには、上下管を溶接接合するために、支柱内面に接合用リングを設置しているものがある。このような照明柱は、支柱の結露等により接合用リング上に滞水が生じ、支柱内面から腐食が発生しやすい。このため、本部位の点検においては、外面からの目視のみならず、必要に応じて継手部近傍の板厚調査やたたき点検を行うのがよい。図 8-9 に支柱継手部の腐食が要因となった倒壊事例を示す。

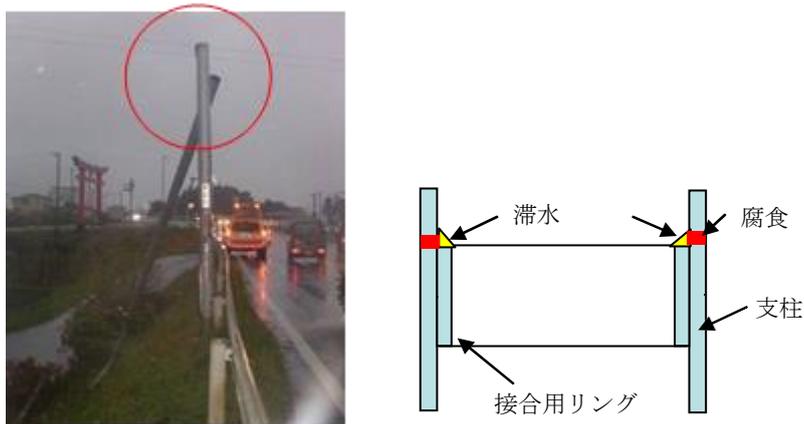


図 8-9 支柱継手部の折損状況

(g) トンネル照明

トンネル照明については、取付け部の腐食が進行し、落下した事例がある（図 8-10 参照）。トンネル照明の点検にあたっては、取付け部背面の状況が目視では確認ができない場合も想定されるため、必要に応じてたたき点検や手押しによるがたつきの確認を行う。

トンネル照明の点検は、交通規制を伴うため、トンネル本体の点検に合わせて行うと効率的である。



落下照明背面状況

落下照明取付け部の状況

図 8-10 トンネル照明の落下事例

イ) 中間点検

中間点検は、附属物の設置後 10 年以内に危険な変状が見られた事例（図 8-11 参照）もあるなど、10 年に 1 度の点検では補いきれない場合が考えられることから、新設又は仕様変更後及び詳細点検後概ね 5 年を目処に行うこととした。中間点検は、外観目視を基本に行い、合いマークのように簡易な手法による目視確認が可能であればそれによるものとするものの、不可能な場合は詳細点検と同程度の点検を行う。また、点検において重大な変状が想定される場合は、詳細点検と同様、必要に応じて詳細調査を実施し、対策を検討するものとする。



図 8-11 設置後 10 年以内の附属物の変状事例

なお、中間点検等で伸縮支柱付カメラを使用する場合には、風等によりカメラが安定しないことも想定されるため、附属物周辺の電線や走行車両等に接触しないよう、十分留意する必要がある。

② 点検部位

附属物は、機能や役割の異なる部材が組み合わされた構造体であり、部材毎の変状や機能障害が施設全体の性能に及ぼす影響は形式等によって大きく異なる。また、一般には補修補強等の措置は必要な性能を回復するために部材単位で行われるため、表 8-1 に示す部材単位毎に区分して点検を実施する。なお、橋梁やトンネル等の構造物にブラケットを設置し取り付けられている場合、ブラケットが取付いている橋梁やトンネル等の構造物本体側については、それぞれの構造物の性能に与える影響の観点で、それぞれの構造物の点検要領に従い点検を行う。

主な点検箇所（弱点部）の概略図を図 8-12～8-21 に示す。

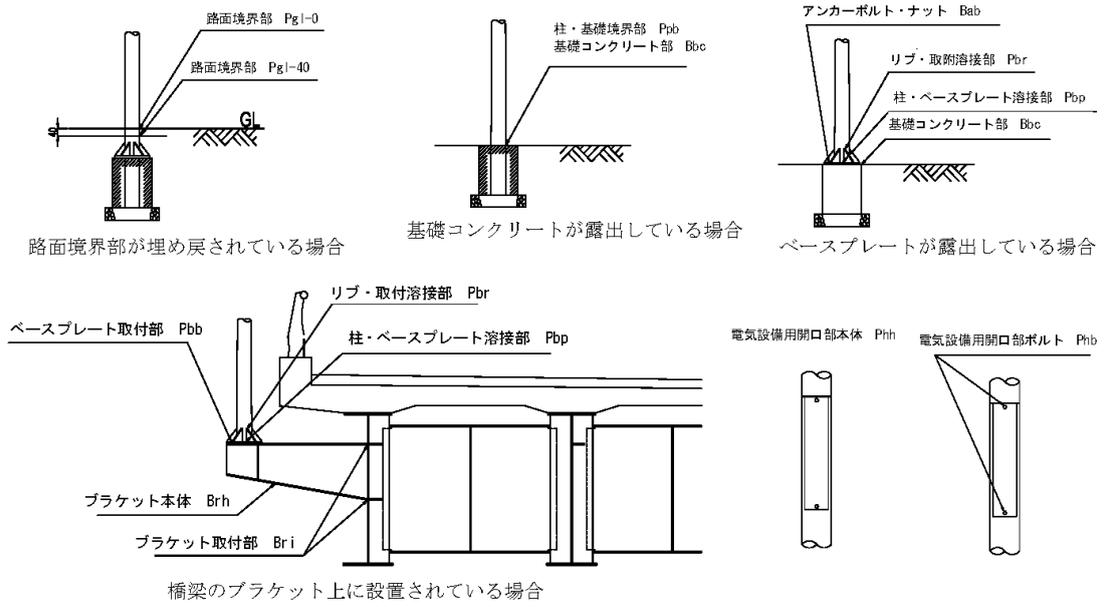


図 8-12 主な点検箇所（各形式共通支柱基部および電気設備用開口部）

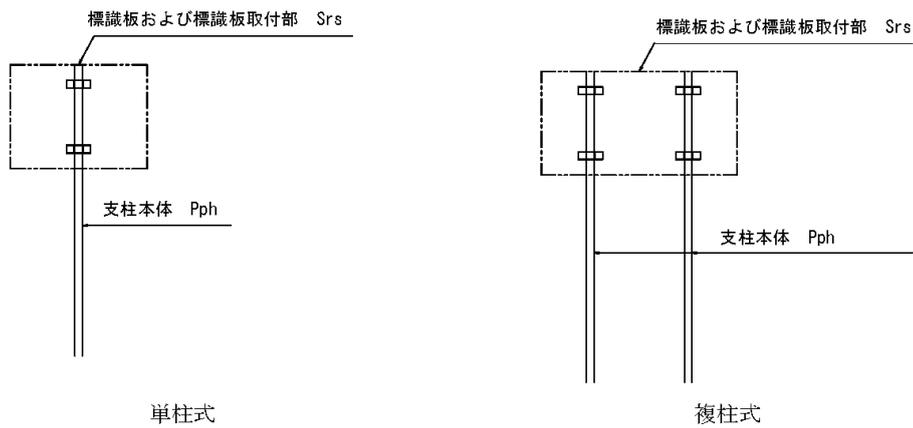


図 8-13 主な点検箇所（単柱及び複柱式）

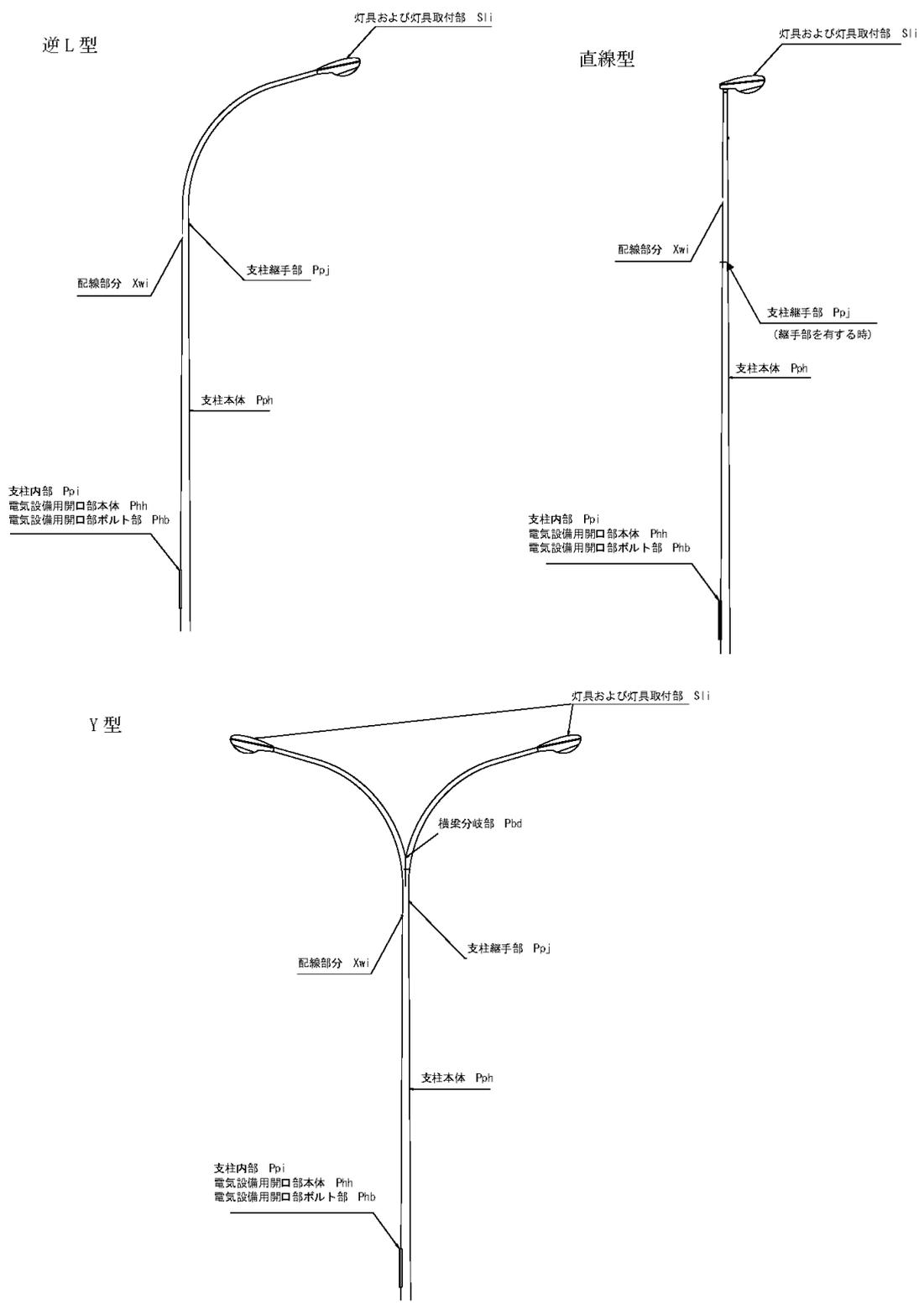


図 8-14 点検部位概略図（ポール照明方式）

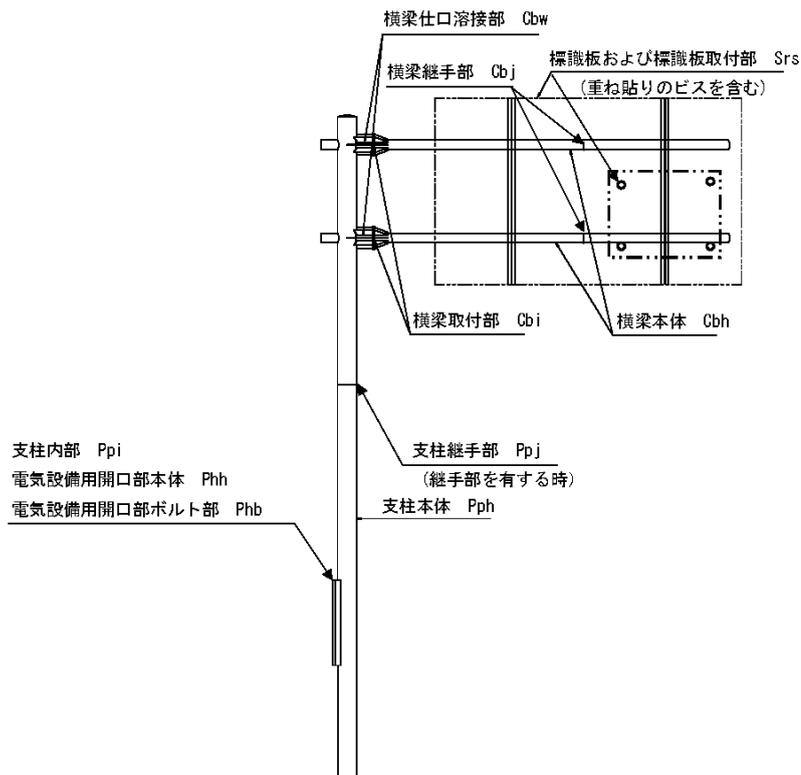


図 8-15 主な点検箇所(F型)

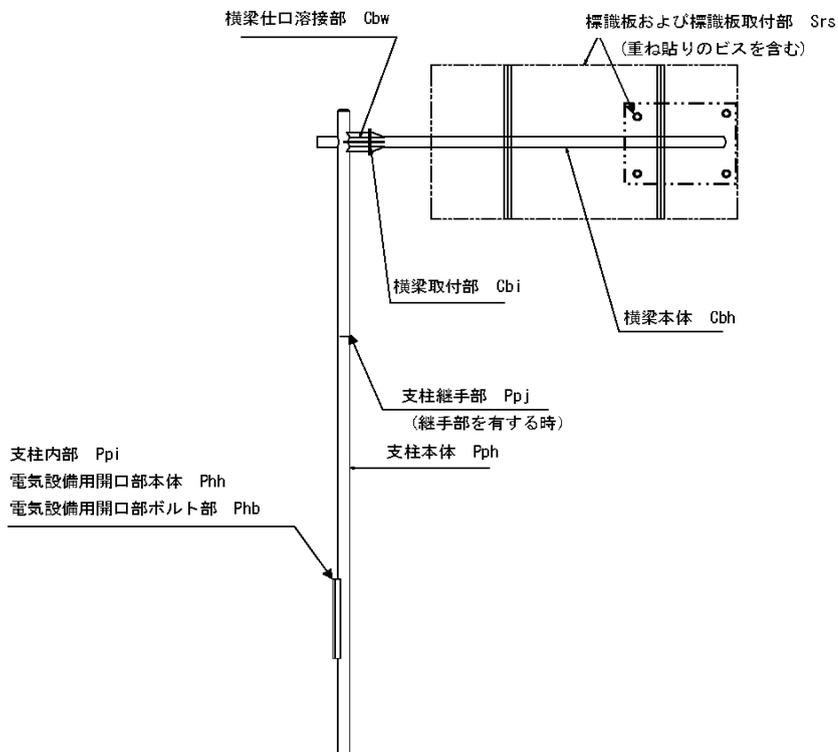


図 8-16 点検部位概略図（逆L型）

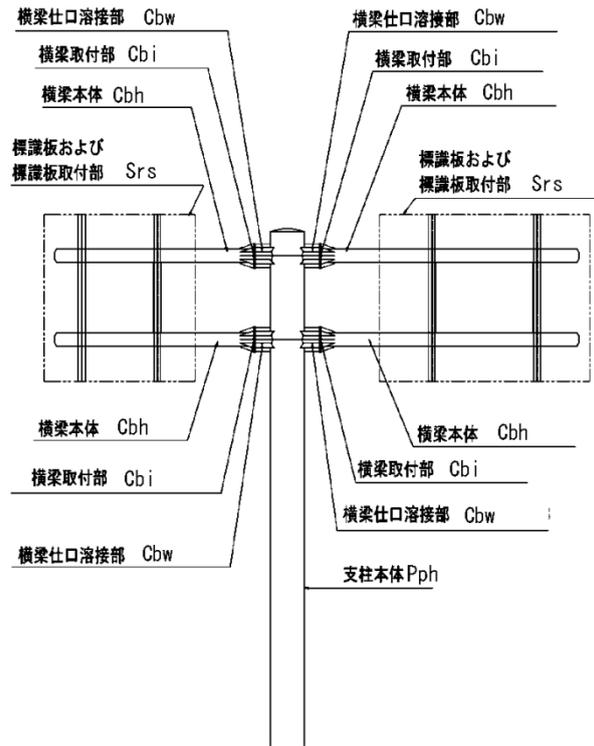


図 8-17 主な点検箇所（T型）

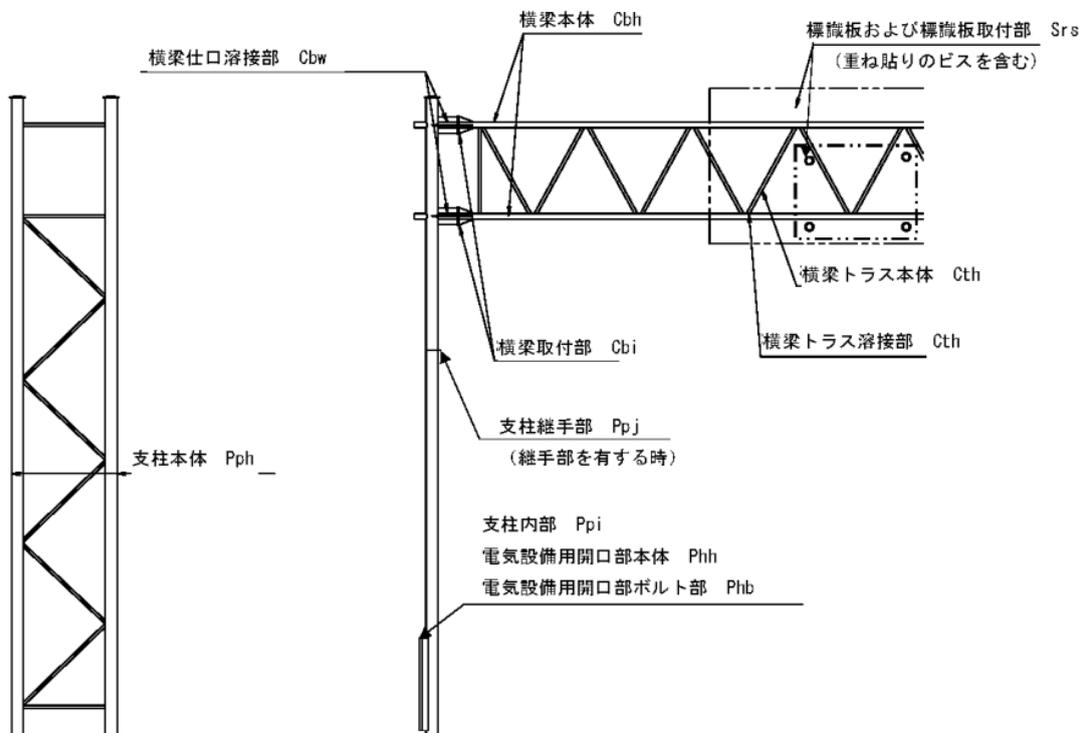


図 8-18 主な点検箇所（トラス型門柱）

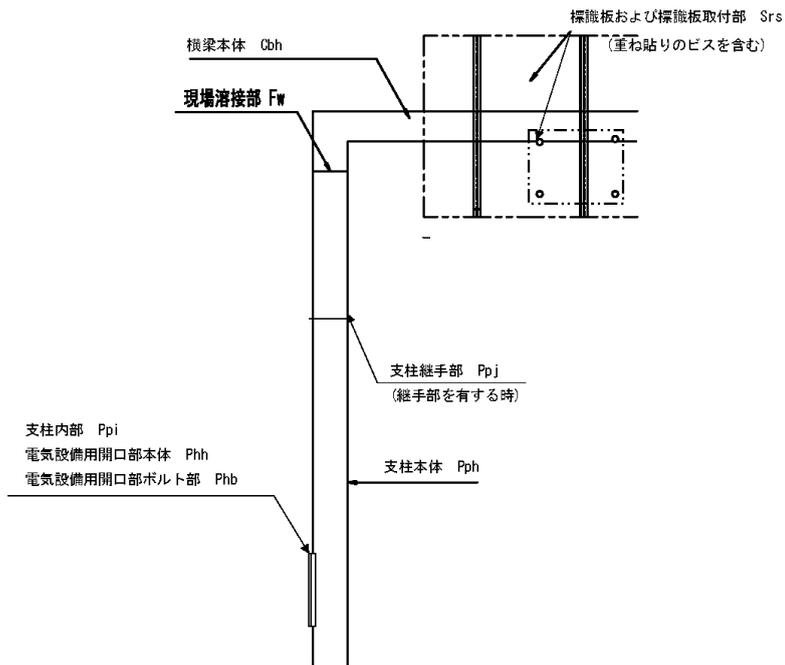


図 8-19 主な点検箇所（アーチ型門柱）

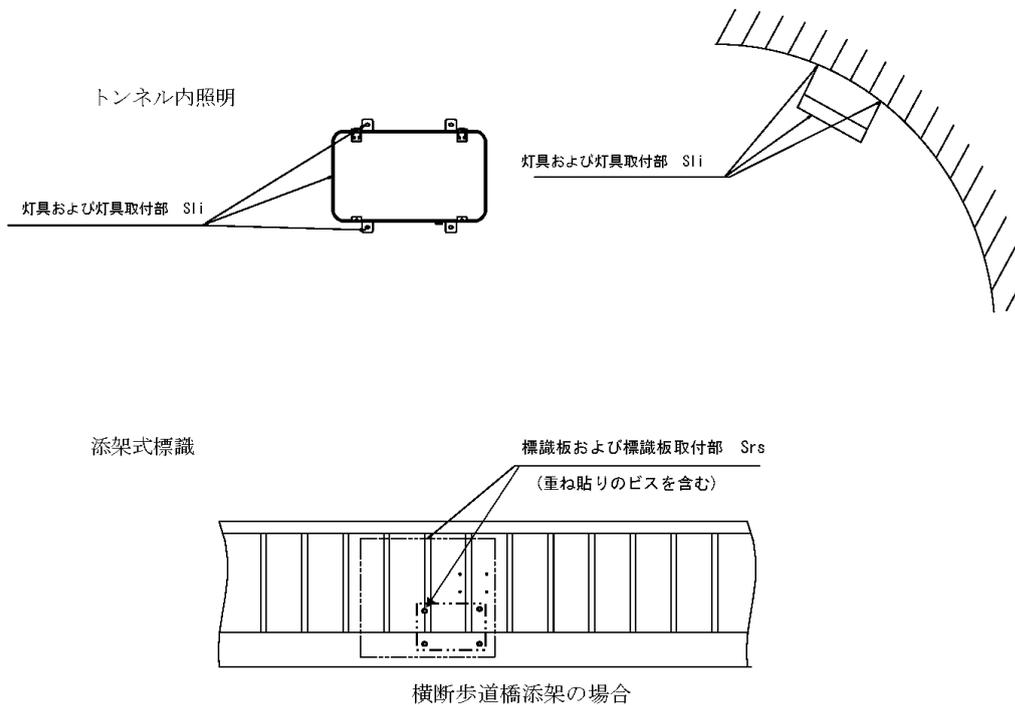


図 8-20 主な点検箇所（添架式）

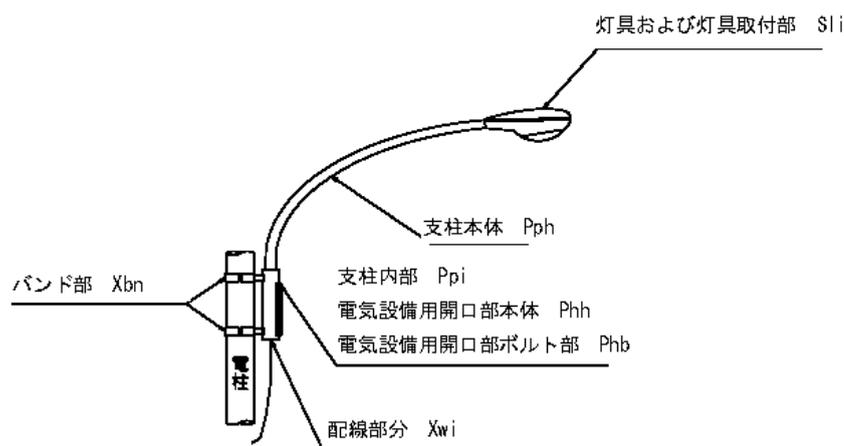


図 8-21 主な点検箇所（共架型）

④ 板厚調査

定期点検における非破壊検査による板厚調査は、**図 8-22** のように目視点検により腐食等の異常が見られるものや、外観上明らかではないものの腐食により板厚減少が生じている疑いのある箇所を対象とした。



図 8-22 支柱本体の腐食事例

図 8-23 に板厚調査を実施する附属物の選定フローを示す。超音波パルス反射法による残存板厚調査の実施手順は、**付録-3** を参照のこと。

なお、設置後概ね 25 年以上経過した道路照明は、塗装の塗替え等により外面が一見健全であっても、路面境界部や内部の腐食により倒壊の危険性があるため、残存板厚を定量的に測定し、構造安全性を満足する板厚を有しているか否かを把握して維持管理することが必要である。

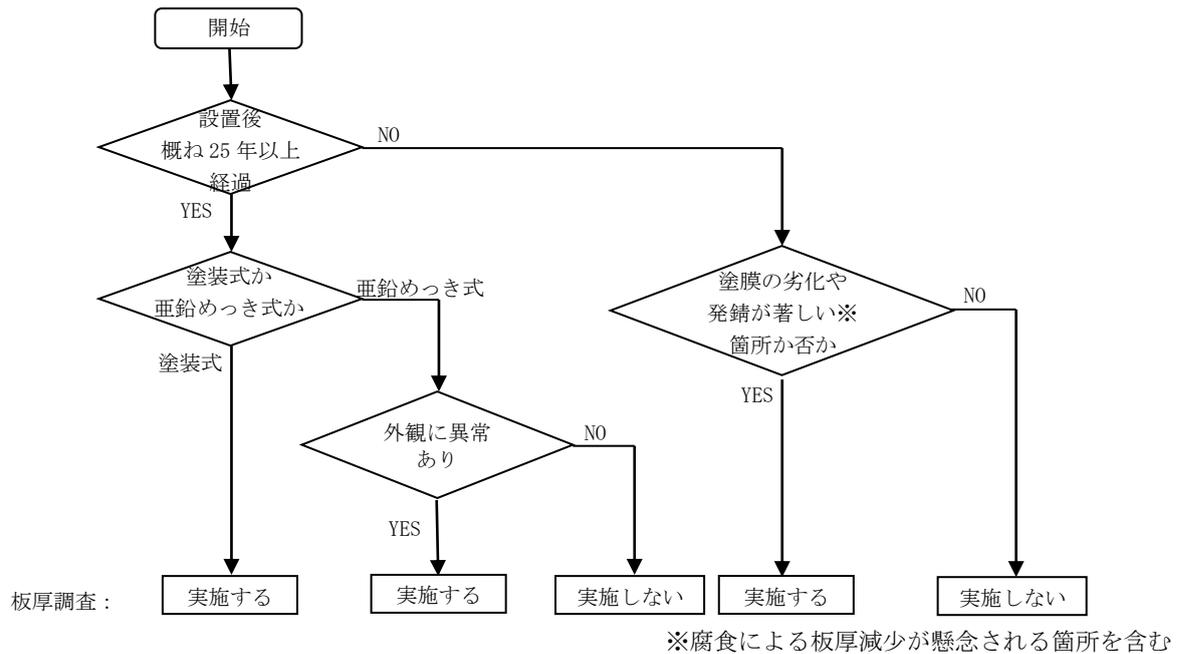
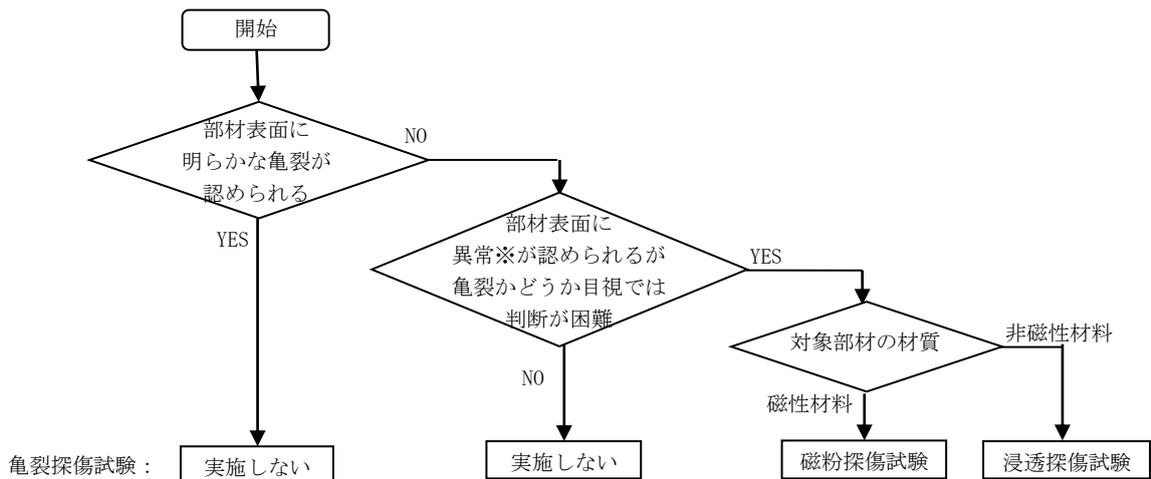


図 8-23 板厚調査を実施する附属物の選定フロー

非破壊検査の手法を用いる場合、機器の性能や検査者の技量など様々な条件が検査精度に影響を及ぼすため、事前に適用範囲や検査方法の詳細について検討しておくことが必要である。このとき、機器に求める要件や、利用目的や条件に応じた性能を現地でキャリブレーションするなどの計画を行う。また、機器等で得られた結果の利用にあたっては、機器の提供する性能並びに性能の発揮条件などを結果の解釈に反映させること。

⑤ 亀裂調査

高架橋に設置された照明柱など、疲労が生じる条件にある附属物において、塗膜表面に異常（例えば、塗膜の割れ、めっきの割れ、錆汁の発生）などが発見され、亀裂かどうか目視のみでは判別できない場合には、必要に応じて磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行う（付録－4 参照）。磁粉探傷試験は、亀裂検出能力に優れているものの、非磁性材料（アルミニウムなど）には適用できないので、その場合には浸透探傷試験により行う。ただし、浸透探傷試験は定められた手順に従い慎重に実施しないと、亀裂の検出ができない場合があるので注意が必要である。図 8-24 に、亀裂探傷試験の実施の目安を示す。



※表面の異常：塗膜の割れ、めっきの割れ、錆汁の発生等

図 8-24 亀裂探傷試験実施の目安

非破壊検査の手法を用いる場合、機器の性能や検査者の技量など様々な条件が検査精度に影響を及ぼすため、事前に適用範囲や検査方法の詳細について検討しておくことが必要である。このとき、機器に求める要件や、利用目的や条件に応じた性能を現地でキャリブレーションするなどの計画を行う。また、機器等で得られた結果の利用にあたっては、機器の提供する性能並びに性能の発揮条件などを結果の解釈に反映させること。

⑥ 路面境界部等の腐食調査

路面境界部の腐食については、既往の事故事例より得られた知見から、附属物の突然の倒壊を起こす要因になることが明らかとなっている。また、本部位の腐食については、国土交通省で過去に行われた点検結果により、その発生傾向が明らかになりつつある。そこで、本要領においては、これまでの知見を基に、路面境界部の状況に応じて以下の対応をとることとした。

また、調査方法は、はつり調査を基本とするが、腐食状況を確認できる非破壊検査等も可能とする。なお、過去に緊急点検などで、はつり調査や非破壊検査等を実施している場合は、著しい変状がなければ省略することができるものとする。

(a) 路面境界部が土砂で覆われている場合

雨水等が支柱基部に滞水しやすく、倒壊の要因となるような腐食が生じやすい。このため、人力施工で容易に掘削できる場合には、必ず路面境界部を露出させ状況の確認を行う。

(b) 路面境界部がアスファルトで覆われている場合

雨水等が支柱基部に滞水しやすく、倒壊の要因となるような腐食が生じやすい。過去の点検結果によると、設置後 20 年以上経過した附属物に倒壊の要因となるような著しい腐食が見られたことから、点検では設置後 20 年程度経過した附属物について必ず掘削を行う。設置後 20 年未満の附属物にあつては、路面上において目視できる状況から当該部位の腐食の有無を推定し、腐食の発生が明らかである場合には、路面をはつり路面境界部を露出させ状況の確認を行う。

腐食の発生が明らかであると考えられる事例を次に示す（図 8-25 参照）。

- ・支柱本体の路面付近に錆汁が付着しているなど、著しい腐食が生じているもの
- ・全体的に断面欠損を伴う腐食が生じているもの
- ・支柱本体の路面付近に滞水又は滞水の形跡が認められるもの



腐食、路面付近での滞水

はつり後の状態

図 8-25 路面境界部の腐食事例（その 1）

(c) 路面境界部がインターロッキングで覆われている場合

現状では点検事例が少ないため、今後点検結果の蓄積が必要である。当面は、支柱基部に滞水しやすい構造であることから、路面境界部がアスファルトで覆われている場合と同様の点検とするのがよい。

(d) 路面境界部がコンクリートで覆われている場合

適切な排水対策が施されている場合、支柱基部の滞水は生じにくく、腐食が発生しにくい構造である。国土交通省の過去の点検結果によると、設置後 30 年以上経過した附属物において、一部著しい腐食が生じている事例が認められたものの、これらの事例はいずれも路面付近に変状が認められたり、支柱全体に腐食が認められる状況であった（図 8-26 参照）。したがって、これらの状況やコンクリートにひびわれ等が生じ、支柱と路面との間に滞水又は滞水の形跡が認められるなど、路面境界部の腐食の発生が懸念される場合においては、コンクリートをはつり、点検を行うのがよい。



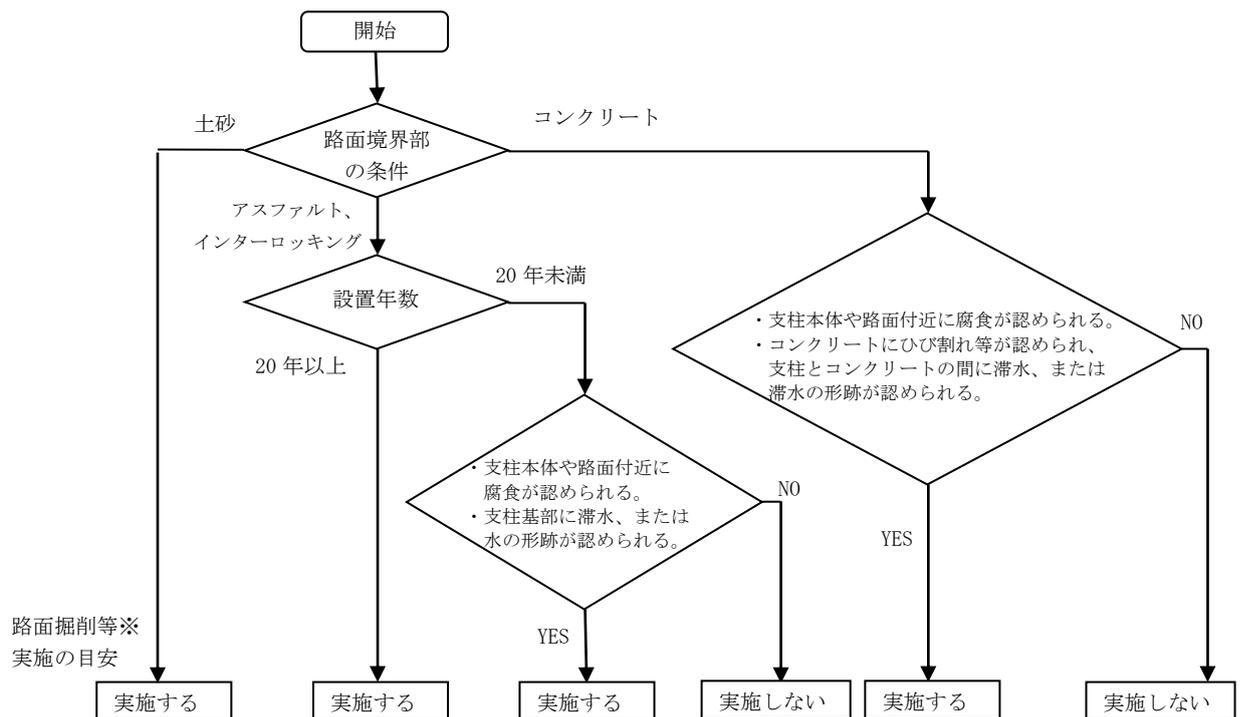
はつり前の状態



はつり後の状態

図 8-26 路面境界部の腐食事例（その2）

また、塗装式の附属物については、塗装の塗替え等により外面が健全であっても、路面境界部や内部に腐食が進行している可能性もあるため、注意が必要である。図 8-27 に路面掘削実施の目安を示す。



※掘削により腐食状態を確認するのが最も直接的な状態の把握方法であるが、非破壊検査により間接的に把握する場合には、計測原理や機器の特性に応じた検査誤差等に与える要因を考慮し、検査誤差特性を踏まえた使用及び結果の解釈を行うこと。尚、路面境界部の非破壊検査に関する詳細については本点検要領の付録-5に記載したので確認されたい。

図 8-27 路面掘削等実施の目安

また、このほかに、電気開口部を利用してファイバースコープなどで点検する方法や照明柱自体に外力を加えて変状の有無を確認する方法もあるので、必要に応じてこれらの方法を用いるとよい。ただし、外力を加えて点検する場合、基礎付近に腐食が生じていると照明柱が倒壊する危険性があるので、クレーンなどで支柱を支えるなどの措置が必要であるので留意されたい。

定期点検については、所定のサイクル期間（5年又は10年）で総数の点検が行えるようなローテーションを考慮した計画とすることが望ましい。なお、国土交通省では、照明柱の既往の点検結果において、設置後25年を過ぎた頃より板厚減少を伴う腐食が生じている件数が増加していたことから、設置後25年を過ぎないうちに板厚調査を一回行い、残存板厚が管理板厚や限界板厚に対しどの程度余裕を有しているかを把握することが望ましい。

本点検では、附属物の対策の必要性の判定を行うこととしているので、必要に応じてファイバースコープなどを用いて構造物の細部、内部を点検するとよい。なお、目視点検の代替に不適切な機器を使用した場合、重大な変状を見落とす恐れがあるので、機器の選定や使用条件には注意を払う必要がある。

非破壊検査の手法を用いる場合、機器の性能や検査者の技量など様々な条件が検査精度に影響を及ぼすため、事前に適用範囲や検査方法の詳細について検討しておくことが必要である。このとき、機器に求める要件や、利用目的や条件に応じた性能を現地でキャリブレーションするなどの計画を行う。また、機器等で得られた結果の利用にあたっては、機器の提供する性能並びに性能の発揮条件などを結果の解釈に反映させること。

(3) 臨時点検

臨時点検は、地震、台風、集中豪雨、豪雪などの異常時及び、補修・補強工事等の施工時に、点検が必要な箇所に応じた適切な方法により行う。

(4) 緊急点検

緊急点検は、緊急事象が発生した際に、必要に応じて点検が必要とされる附属物を対象に、点検が必要な箇所に応じた適切な方法により行う。

9. 点検用資機材の携帯

点検作業の実施にあたっては、点検員は対象となる点検種別及び点検業務の内容に応じて必要な点検用資機材を携帯しなければならない。

【解説】

点検にあたっては、効果的な成果を得るために、その目的に応じた適切な資機材を常に携帯する必要がある。点検業務に用いる資機材の例を、表 9-1～表 9-3 に示す。

表 9-1 点検用資機材の例（初期点検）

項目	資機材	用途
点検用具	点検ハンマー（小）	たたき点検用
	双眼鏡	高所のボルト部の合いマーク確認、腐食、亀裂等確認
	伸縮支柱付カメラ	〃
記録用具	記録様式	別途様式
その他	塗料	合いマーク施工用
	スパナ	電気設備用開口部の解放、ボルト増締用

表 9-2 点検用資機材の例（中間点検）

項目	資機材	用途
点検用具	点検ハンマー（小）	たたき点検用
	双眼鏡	高所のボルト部の合いマーク確認、腐食、亀裂等確認
	伸縮支柱付カメラ	〃
記録用具	記録様式	別途様式
その他	スパナ	電気設備用開口部の開放用、ボルト増締用

表 9-3 点検用資機材の例（詳細点検）

項目	資機材	用途
点検用具	点検ハンマー	錆落とし
	ルーペ	亀裂の確認
	コンベックス	
	懐中電灯	支柱内部の観察
	双眼鏡	高所の概況観察
	超音波厚さ計	板厚調査
	膜厚計	塗膜厚調査
	ファイバースコープ	支柱内部の観察
記録用具	カメラ	構造、変状の記録撮影
	ビデオカメラ	支柱の振動状況の記録
	記録用紙	別途様式
補助機器	調査用車両	点検員移動用
	梯子	共架型の点検、独立型の高所部の点検
	高所作業車	共架型の点検、独立型の高所部の点検
	橋梁点検車	遮音壁のある所
その他	浸透探傷試験用資材	洗浄液、浸透液、現像液
	磁粉探傷試験用資機材	試験機、磁粉
	塗膜剥離材	磁粉、浸透探傷試験及び板厚調査部位の塗装除去用
	マジック	支柱番号表示用、板厚調査部位のマーキングなど
	ガムテープ	黒板の代わりに支柱番号の表示に用いて写真撮影
	ウェス、ペーパータオル	浸透探傷試験用液、板厚調査部位の接触媒質のふき取り
	塗料	浸透探傷、磁粉探傷、板厚調査部位の錆止め 合いマーク施工用
	針金	取付ボルトに変状のある電気設備用開口部の仮復旧
	ペンチ	取付ボルトに変状のある電気設備用開口部の仮復旧
	スパナ	電気設備用開口部の開放、ボルト増締用
	ヤスリ	板厚調査部位の塗装除去用
	サンドペーパー	板厚調査部位の塗装除去用
	グラインダー	板厚調査部位の塗装除去用

定期点検における板厚調査に使用する超音波厚さ計は、超音波パルス反射法により鋼材板厚を計測するもので、塗膜厚さを含まない鋼母材厚に対し、誤差を 0.1mm 以内とする精度で測定できる機器を用いるものとする。なお、測定器には塗膜厚を含まない鋼材板厚を検出する機能を有するものがあるため、これを用いるとよい。

10. 損傷状況の把握

定期点検（初期点検、定期点検）では、損傷内容毎に損傷の状況を把握する。この際、損傷状況に応じて表 10-1 に示す損傷の有無や程度を、点検部位毎、損傷内容毎に評価する。

表 10-1 目視点検による損傷程度の評価

区分	一般的状態
a	損傷が認められない。
c	損傷が認められる。
e	損傷が大きい

【解説】

点検の結果は、効率的な維持管理を行うための基礎的な情報として様々な形で利用される。したがって、損傷の有無やその程度などの現状に関する客観的事実としてのデータの取得を行う。

損傷程度の評価は、3 つに区分することにした。表 10-2 に、損傷内容毎の評価区分を示す。なお、防食機能の劣化について、板厚調査が行われている場合には、次に示す「板厚調査による損傷度判定」結果も参考に、総合的な評価を行う。

表 10-2 損傷度判定区分と損傷状況

点検方法	損傷内容	判定区分	損傷状況	備考	
目視点検	亀裂	a	損傷なし		
		c	—		
		e	亀裂がある		
	腐食	防食機能の劣化	a	損傷なし	
			c	錆は表面的であり、著しい板厚の減少は視認できない	
			e	表面に著しい膨張が生じているか又は明らかな板厚減少が視認できる	
		孔食	a	損傷なし	
			c	孔食が生じている	
			e	貫通した孔食が生じている	
		異種金属接触腐食	a	損傷なし	
			c	—	
			e	異種金属接触による腐食がある	
	ゆるみ・脱落	a	損傷なし		
		c	ボルト・ナットのゆるみがある		
		e	ボルト・ナットの脱落がある		
	破断	a	損傷なし		
		c	—		
		e	ボルトの破断がある 支柱等の部材の破断がある		
	変形・欠損	a	損傷なし		
		c	変形又は欠損がある		
		e	著しい変形又は欠損がある		
	滞水	a	滞水の形跡が認められない		
		c	滞水の形跡が認められる		
		e	滞水が生じている		
	ひびわれ	a	損傷なし		
		c	ひびわれが生じている		
		e	著しいひびわれが生じている		
	うき・はく離	a	損傷なし		
		c	—		
		e	うき・はく離が生じている		
その他	a	損傷なし			
	c	軽微な損傷が生じている			
	e	損傷が大きい			

(1) 板厚調査による評価

板厚調査によって得られた残存板厚は、表 10-3 の判定区分により評価を行う。

表 10-3 板厚調査による判定区分

判定区	定 義
i	腐食等変状が認められるが、残存板厚が管理板厚以上である。 $(t_c \leq t)$
ii-a ※1	残存板厚が限界板厚以上、管理板厚未満であり $(t_L \leq t < t_c)$ 残存板厚が「限界板厚+0.25mm 以上」である。※管理板厚を標準値とした場合
ii-b ※1	残存板厚が限界板厚以上、管理板厚未満であり $(t_L \leq t < t_c)$ 残存板厚が「限界板厚+0.25mm 未満」である。※管理板厚を標準値とした場合
iii	残存板厚が限界板厚未満である。 $(t < t_L)$

※1・・・上表の「ii-a」、「ii-b」の分割点(0.25mm)については、表 10-4 に倣い施設環境に応じて腐食速度が標準値(0.1mm)を上回ると考えられる場合はその 5 倍の中央値とすること。(小数点以下 3 桁を四捨五入)

ここに、 t : 残存板厚 (測定値) の最小値

t_c : 管理板厚 ($= t_L + 0.5\text{mm}$)

t_L : 限界板厚 (設計荷重に対して許容応力度を超過しない限界の板厚)

限界板厚の値は、付録-6 参照。

ここに、管理板厚とは今後 5 年の間に限界板厚に達する可能性のある板厚のことで、次式で与えられる。

$$\text{管理板厚} = \text{限界板厚} + \text{腐食速度} \times 5 \text{ 年} \cdots \cdots \text{式 10-1}$$

なお、腐食速度については、国土交通省の既往の点検データ及び文献等から 0.1[mm/年]と設定した。これは、既往の文献に示されている大気中における鋼材の腐食速度や過去の調査事例をもとに比較的厳しい腐食環境にあった道路照明ポールから算出した平均的な腐食速度が 0.094[mm/年]であったことを鑑みて設定した値である。このため、海岸部や凍結防止剤の散布が多い場所などに設置され、腐食速度がこの値を上回る可能性が高いと考えられる場合には、別途考慮する必要がある。鋼材の腐食速度の参考値を表 10-4 に示す。

管理板厚を標準値(0.5mm)とする場合、または変更する場合においても、点検様式「点検表 (板厚調査結果記録票)」の管理板厚欄にその値を記載すること。

表 10-4 鋼材の腐食速度の参考値

環境		腐食速度[mm/年]
海水	飛沫帯	0.3
	干満帯	0.1～0.3
	海中	0.1～0.2
河川	河川	0.1
大気	田園地帯	0.01～0.02
	海岸地帯	0.03～0.05
	工業地帯※	0.04～0.055

※高度成長時代のデータ

(出典 (社)鋼材倶楽部「耐食性材料(1)昭和63年」)

(2) 腐食形態

腐食の判定を行うに際しては、防食の機能、特徴等を理解した上で、技術者が適切に実施しなければならない。以下に、防食方法ごとの参考を示す。

附属物における鋼材の防食方法については、①塗装による鋼材表面の保護、②亜鉛めっきによる鋼材表面の保護、③アルミ、ステンレス鋼など腐食しにくい材料の採用等が挙げられる。それぞれの防食方法により、次のように劣化状況が異なるので、注意を払う必要がある。塗装による鋼材表面の保護の場合、水分や大気中の化学腐食成分、紫外線等の外的要因により塗装が劣化した後、鋼材の表面に錆が生じ、板厚が減少していく。

亜鉛めっきは、亜鉛と空気中の酸素が反応して表面に生成される酸化皮膜と、亜鉛と鉄のイオン化傾向の違いにより亜鉛が犠牲アノード型被膜となり、防食機能を発揮するものである。亜鉛めっき層は、水分や大気中の化学腐食成分等の外的要因により減少し、亜鉛めっき層の喪失により、鋼材に錆が生じる。

アルミは、アルミニウム表面が酸素と結合した酸化皮膜により、保護されているものである。大気中の化学腐食成分等の外的要因により酸化被膜が喪失することにより、アルミと水分が結合して水酸化アルミを生成し、「黒色化反応」を生じることがあるものの、一般的に耐久性を損なうものではない。ただし、アルミニウムは、鋼に比べて材質が柔らかく傷つきやすいので、酸化皮膜が破損すると局部腐食を生じやすいという欠点がある。

ステンレスは、ステンレス鋼に含まれるクロムが酸素と結合して表面に生成される不働態皮膜の働きにより、保護されているものである。塩分や大気中の化学腐食成分の外的要因により、不働態皮膜の再生が妨げられ、孔食が発生する。

鉄は、表面が全体的に錆び、剥がれていくのに対し、ステンレスは、それとは異なり、不働態化した表面の一部の皮膜が破れると、その部分だけ穴が開くように腐食が進行するものであり、これが孔食と呼ばれる現象である。

異種金属接触腐食とは、異なる金属を電極とした、局部電池の形成による電気化学的反応で生じる腐食であり、イオン化傾向の大きいことにより陽極となる金属が腐食するものである。例えば、鋼材にステンレス製のボルトを使用した場合、鋼材側が集中的に腐食するため、注意が必要である。

11. 対策の要否の判定

- (1) 定期点検（初期点検、定期点検）では、構造物の損傷状況を把握したうえで、点検部位毎、損傷内容毎の対策の要否について、判定を行う。
- (2) 対策が必要と判定された損傷部位に対しては、損傷原因を特定し、適切な工法を選定する。

【解説】

- (1) 定期点検では、当該構造の各損傷に対して補修等の対策の必要性について、定期点検で得られる情報の範囲で対策の要否を検討しなければならない。定期点検の際に道路利用者や第三者被害のおそれがある損傷が認められた場合は、応急的に措置を実施した上で判定を行うこととする。
なお、構造が比較的単純で修繕より更新が合理的なものは更新するか否かも検討し判定することとする。
- (2) 対策は、対策の要否、診断による判定区分、変状部材（又は部位）、変状要因及び経済性に対して適切な対策工法を選定した上で、実施する必要がある。その際、変状要因が明確なものについては再劣化をしないような処置を行い、変状要因が不明なものについては、学識経験者等に技術相談を行うなど助言を受けたうえで対策を行う必要がある。

変状の内容と一般的な対策方法の目安、および対策事例を付録-8に示す。

12. 健全性の診断

12.1 部材単位の診断

定期点検（初期点検、定期点検）では、部材単位での健全性の診断を行う。部材単位の診断は、表 12-1 の判定区分により行う

表 12-1 判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

【解説】

定期点検では、「門型標識等定期点検要領」（平成 26 年 6 月 国土交通省道路局）に規定される部材単位の健全性の診断を行う。損傷程度の評価は、現状の損傷の有無や程度を客観的な事実として記録する。すなわち、損傷の現状を評価したものであり、その原因や将来予測、全体の耐荷性能等へ与える影響度合は含まないものである。一方、部材単位の健全性の診断は、着目する部材とその損傷が構造物の機能に及ぼす影響の観点から行うものであり、損傷程度の評価結果、その原因や進展の予測、全体の耐荷力等へ与える影響等を考慮した技術的判断が加えられるものであり、両者は評価の観点が異なる。

定期点検の際に道路利用者や第三者被害のおそれがある損傷が認められた場合は、応急的に措置を実施した上で、上記 I～IV の判定を行うこととする。

なお、非破壊検査などの詳細調査を行わなければ、I～IV の判定が適切に行えない状態と判断された場合には、その旨を記録するとともに、速やかに詳細調査を行い、その結果を踏まえて I～IV の判定を行うこととする。（その場合、記録表には、要詳細調査の旨を記録しておくこと。）判定区分の I～IV に分類する場合の措置の基本的な考え方は以下のとおりである。

- I：監視や対策を行う必要のない状態をいう
- II：状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態をいう
- III：早期に監視や対策を行う必要がある状態をいう
- IV：緊急に対策を行う必要がある状態をいう

板厚調査による損傷程度の評価区分を用いて、残存板厚から定量的に附属物の余寿命を推定できるため、健全性の診断において以下が参考になる。腐食等変状が認められるものを対象として残存板厚により健全性を診断する主旨から、判定区分はII以上とした。

- ・判定区分IIは、腐食等変状が認められるものの、残存板厚が管理板厚以上であり、次回点検までの5年程度は更新・補修・補強等の対応を必要としない状況、または、状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態のことである。
- ・判定区分IIIは、限界板厚に達してはいないものの管理板厚を下回っており、安全性、使用性、景観性、また今後の安全性の維持に関わる耐久性等が低下しており、5年以内の計画的な更新・補修など、早期に監視や対策を行う必要がある状態のことである。
- ・判定区分IVは、断面欠損を伴う腐食によりすでに限界板厚に達しており、安全性が大幅に低下し、緊急に更新・補強補修を必要とする状態のことである。この場合、現状で倒壊や落下等の危険性があるため、速やかに対応を検討する必要がある。

ただし、これには風振動等による疲労損傷を考慮していないので、疲労の影響を考慮すべきと判断される部位においては、この点を勘案し、判定する必要がある。

12.2 施設毎の診断

定期点検（初期点検、定期点検）では、部材単位での健全性の診断を行う。部材単位の診断は、表 12-2 の判定区分により行う。

表 12-2 判定区分

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

【解説】

定期点検では、施設毎に施設単位で総合的な健全性の診断を行う。これは、道路管理者が保有する施設全体の状況を把握するなどの目的で行うものである。施設毎の施設の診断にあたっては、「12.1 部材単位の診断」を踏まえて、総合的に判断することが必要である。

一般には、施設の性能に影響を及ぼす主要な部材に着目して、最も厳しい部材の評価で代表させることができる。

13. 記録

定期点検（初期点検、定期点検）の結果並びに措置の内容等を記録し、当該施設が利用されている期間中は、これを保存する

【解説】

点検の結果は、合理的な維持管理を実施する上で貴重な資料となることから、点検を実施した場合は、適切な方法で記録し蓄積しておかなければならない。

また、定期点検後に、補修補強等の措置が行われたり、その他の事故や災害等により当該施設の状態に変化があった場合には、必要に応じて「12.1 部材単位の診断」及び「12.2 施設毎の診断」をあらためて行い、措置及びその後の結果を速やかに点検結果の記録に反映しなければならない。

記録の方法は、以下の方法を標準とする。

- ① 日常点検については、道路パトロールの記録様式に記録することとし、異常の生じている附属物を発見した時のみ記録すればよい。
- ② 定期点検は、定期点検用点検表記録様式（施設諸元、点検結果票、損傷記録票、板厚調査結果記録票）に記録する。写真が必要な場合は、写真撮影を行う。
- ③ 門型標識等は、様式（その1）、様式（その2）についても記録する。

※損傷記録票は、変状の種類に対する判定区分が、1つでもⅡ～Ⅳと判定された場合、部材毎に作成し、変状箇所・状態がわかるようにポンチ絵及び写真を添付し保存する。また、措置を行った場合は、対策内容、措置後の判定区分を記載する。

※板厚調査結果記録票は、板厚調査を実施した場合に作成し、保存する。

点検結果の記録様式については、**付録-1**を参照のこと。

14. 点検要領の更新

本要領は、年度毎に内容を検討し、必要に応じて改訂する。

【解説】

点検要領は、作成した時点での最新の研究成果や知見を反映させたものではあるが、継続して運用していくうちに、内容が実態にそぐわなくなる可能性がある。

このため、本要領では年度毎に内容の検討を行い、必要に応じて改訂を図ることを前提とした。

なお、要領の見直しにあたっては、以下の情報をもとに内容の検証や必要に応じて学識経験者等へ技術相談を行いながら、必要箇所を更新するものとする。

(1) 点検から得られた新たな知見

他機関を含む点検結果などから、損傷が顕著な構造ディテール等があれば、点検項目の修正などにより要領の内容に反映させる。

(2) 損傷に関する新たな研究成果

附属物の損傷などに関する研究成果をもとに、損傷度判定標準の修正などにより要領の内容に反映させる。

(3) 点検・調査および補修・補強に関する新たな技術開発

点検・調査に関する技術開発により、より効率的、効果的な点検手法が確立された場合や、補修・補強技術の開発により損傷の重要度が変わった場合には、要領の内容を修正する。

(4) 運用上の課題

要領の運用に関して課題が報告された場合には、対策を検討し、内容を適切に修正する。

15. 新技術の活用の際しての選定方法

点検作業全般において、新技術の活用を積極的に進めるものとする。

【解説】

本点検要領においても板厚調査、亀裂探傷調査（磁粉探傷試験、浸透探傷試験）等、従来から非破壊検査の適用を進めてきたが、詳細調査に留まらず、通常の点検においても新技術の採用を進めることが望ましい。その目的は以下の通りである。

- ① 効率化を向上させることで、維持管理水準を維持しつつ、維持管理全体のコスト低減を図ると共に人的資源等についても、より効果的な活用を図る。
- ② 現場作業の簡素化により、交通規制の削減など地域住民、道路利用者への負担の軽減を図る。

(1) 測定・抽出等にかかる精度の確保

年々、さまざまなカテゴリーにおいて新技術が登場しているが、採用にあたっては技術仕様が明らかであり、かつ精度の高さと安定性が確保されているかの確認が必要である。しかし新しい技術であるが故に実績が乏しい場合が珍しくない。

そのため上記の条件が担保された新技術を採用するため、ここでは国土交通省が公共工事等に積極的に新技術を活用すべく進めている「新技術活用システム検討会議」にて、過去を含めて「推奨技術」、「準推奨技術」、「評価促進技術」として挙げられた新技術の中から採用を検討するものとする。

「推奨技術」とは

国土交通省の「新技術活用システム」の中核をなす、「新技術情報提供システム」（NETIS）に掲載されたものの内、本省の「新技術活用システム検討会議」にて、各年度で「推奨技術」の他、「準推奨技術」、「評価促進技術」として選定され、国土交通省の大臣官房調査室から「報道発表資料」として発表される。

新しいが故に実績の少ない技術に対して、現場での試行を実施した上で事後評価を行うことで、活用の促進を図るものである。

NETIS ホームページの URL <http://www.netis.mlit.go.jp/>（令和4年8月時点）

(2) 適用性の確認

採用する新技術の使用機器等の精度が確保されていても、天候や気温、空間的条件などの実際の現場状況等による不確定要素は多い。そのため機器の仕様の現場条件に対する適用性を検討することが必要であり、また必要に応じて経済性比較による検討もすべきである。

(3) 施設管理者との協議

使用にあたっては「新技術活用計画書」の提出などにより、前述した点について明らかにすることが望ましい。参考として付録-12「新技術活用計画書（作成例）」に作成例を記載するので、参考にされたい。

(4) その効果の検証

選定にあたっては、今後取捨選択を繰り返し、より良い新技術の採用を推進していくために、前述の目的に対するその効果が検証可能なものである必要がある。

新技術を採用したことによる効果の程度について、効率化の向上等の検証結果を数値などにより可視化して示すことが望ましい。